

令和5年3月17日

総務文教委員会資料

防災危機管理部

目 次

【報告事項】

- 1 富山市国民保護計画の修正について 1 頁

富山市国民保護計画の修正について

[防災危機管理課]

1 趣旨

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき作成している「富山市国民保護計画」について、県の国民保護計画の変更や本市の組織改正に伴う修正を行うもの。

2 修正概要（別紙「新旧対照表」参照）

（1）「富山県国民保護計画」の変更・追記による修正

①市における訓練の実施について

（第2編 第1章 第5—2）

地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、訓練内容を実践的なものとするよう努める旨を追記。

②武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について

（第2編 第5章 3）

住民に、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等について平素から周知に努める旨を追記。

（2）時点修正による変更

組織改正に伴う修正。

富山市国民保護計画

新旧対照表

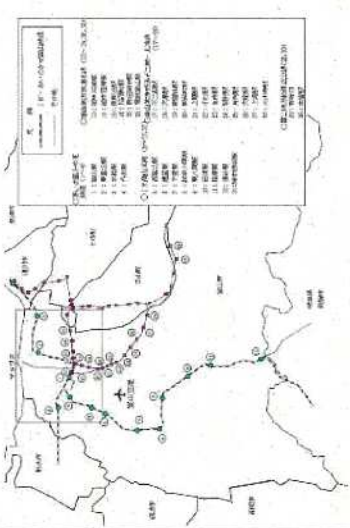
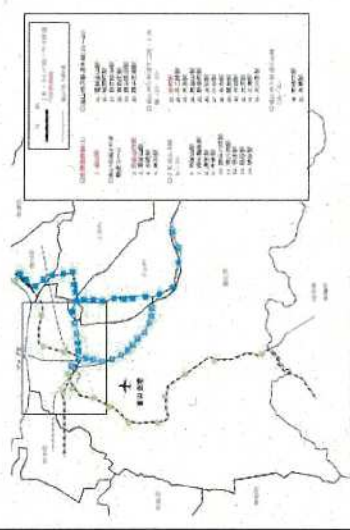
修正箇所 < 頁 >	修正前 (現行)	修正後 (変更案)	備考
<p>資料編 第1編 第2編 第3編 用語集</p> <p>目次</p>			<p>時点修正</p>

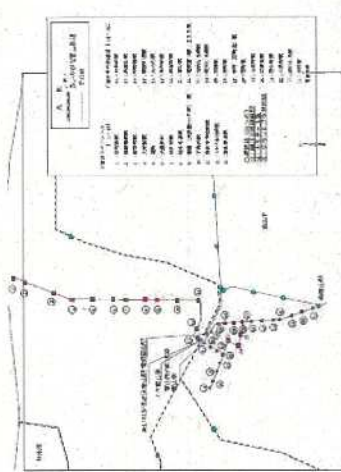
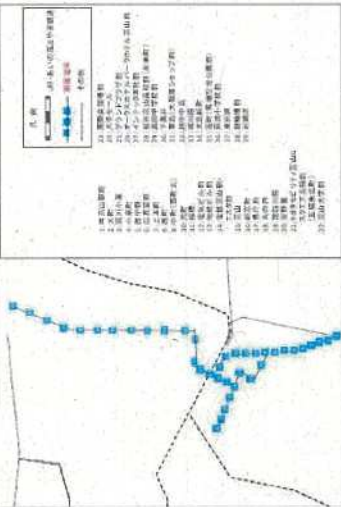
修正箇所 <頁>	修正前 (現行)	修正後 (変更案)	備考
資料編目次	第1編 106 1-1 富山市を担当する事務所等 106 1-2 過去5年間の気象データ 109 1-3 各地域別の人口分布・屋間人口における流入人口 110 1-4 年齢3階層別人口構成比の推移 111 1-5 外国人登録者数及び国別割合 111 1-6 ダムの一覧 112	第1編 1 1-1 富山市を担当する事務所等 1 1-2 関係機関の連絡先一覧 3 1-3 過去5年間の気象データ 13 1-4 各地域別の人口分布・屋間人口における流入人口 14 1-5 年齢3階層別人口構成比の推移 15 1-6 外国人登録者数及び国別割合 15 1-7 ダムの一覧 16	関係機関の連絡先の追加のため
資料編目次	第2編 113 2-1 市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員 113 2-2 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧 (担当課一覧) 113 2-3 防災行政無線の整備状況 113 2-4 安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民) 114 2-5 安否情報収集様式 (死亡住民) 115 2-6 安否情報報告書 116 2-7 被災情報の報告様式 117 2-8 富山市内の 緊急通行確保路線図 118 2-9 生活関連等施設の種類の及び所管省庁、県所管部局 119	第2編 17 2-1 市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員 17 2-2 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧 (担当課一覧) 17 2-3 防災行政無線の整備状況 17 2-4 安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民) 18 2-5 安否情報収集様式 (死亡住民) 19 2-6 安否情報報告書 20 2-7 被災情報の報告様式 21 2-8 富山市内の 緊急輸送道路図 22 2-9 生活関連等施設の種類の及び所管省庁、県所管部局 23	時点修正

修正箇所 <頁>	修正前 (現行)	修正後 (変更案)	備考
1編4章 P9	<p>(1) 地形 市は、富山県の中央部に位置し、東は常願寺川を境に中新川郡、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は射水市、砺波市等に接し、北は日本の富山湾に面している。</p> <p>市域は、東西60km、南北43kmで、面積は1,241.85km²と富山県の約3割を占めている。総面積の約7割は森林であり、森林面積の約3割は国有林となっている。</p> <p>(2) 気候 市の平均降水量は、富山観測所において平成22年から平成26年までの過去5年間で、2,300～2,800mm程度で増減している。平均気温は、14℃台で推移している。冬期は降雪があり、平成22年から平成26年においては、年間降雪日数が55日～79日で推移しており、また年間降雪量は161～404cmとなっている。 〔過去5年間の気象データ〕 (資料編1-2)</p>	<p>(1) 地形 市は、富山県の中央部に位置し、東は常願寺川を境に中新川郡、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は射水市、砺波市等に接し、北は日本の富山湾に面している。</p> <p>市域は、東西60km、南北43kmで、面積は1,241.70km²と富山県の約3割を占めている。総面積の約7割は森林であり、森林面積の約3割は国有林となっている。</p> <p>(2) 気候 市の平均降水量は、富山観測所において平成29年から令和3年までの過去5年間で、2,100～2,800mm程度で増減している。平均気温は、14～15℃台で推移している。冬期は降雪があり、平成29年から令和3年においては、年間降雪日数が17日～64日で推移しており、また年間降雪量は34～430cmとなっている。 〔過去5年間の気象データ〕 (資料編1-2)</p>	時点修正
1編4章 P10	<p>(2) 気候 市の平均降水量は、富山観測所において平成22年から平成26年までの過去5年間で、2,300～2,800mm程度で増減している。平均気温は、14℃台で推移している。冬期は降雪があり、平成22年から平成26年においては、年間降雪日数が55日～79日で推移しており、また年間降雪量は161～404cmとなっている。 〔過去5年間の気象データ〕 (資料編1-2)</p>	<p>(2) 気候 市の平均降水量は、富山観測所において平成29年から令和3年までの過去5年間で、2,100～2,800mm程度で増減している。平均気温は、14～15℃台で推移している。冬期は降雪があり、平成29年から令和3年においては、年間降雪日数が17日～64日で推移しており、また年間降雪量は34～430cmとなっている。 〔過去5年間の気象データ〕 (資料編1-2)</p>	時点修正

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
1編4章 P10	<p>(3) 人口分布 平成22年国勢調査によると、平成22年10月1日の総人口は、421,953人で、県人口の38.6%を占めており、そのうちの77%は、富山地域に集中している。 平成12年から平成22年の年齢3階層別人口構成比の平均は、0～14歳までの幼年人口が約13.7%、15～64歳の生産年齢人口が約64.5%、65歳以上の老年人口が約21.7%となっている。 また、幼年人口及び生産年齢人口は、平成12年から平成22年にかけて徐々に減り、老年人口が徐々に増加していることから、市の人口は、少子高齢化の拡大に向かっている。 市における外国人は、平成27年1月1日では、5,126人が登録されており、国別にみると、中国や韓国、朝鮮が全体の半数以上を占めている。市の屋間人口は、平成22年の国勢調査結果では、屋間人口は総人口の421,953人から448,669人と、約6%人口が増加しており、また、屋間人口のうち、約11%の49,608人は他の県や市町村からの流入人口である。 [各地域別の人口分布・屋間人口における流入人口]（資料編1-3） [年齢3階層別人口構成比の推移]（資料編1-4） [国別外国人数]（資料編1-5） (4) 道路の位置 市の主要幹線道路網は、東西に横断している北陸自動車道と国道8号、415号を軸に、国道41号、359号、472号の6路線で構成されている。 また、県の道路整備率（平成24年74.9%）は、全国一であるとともに、市の道路舗装率は、国道、県道、市道ともに80%を越えており、市民の自家用車への依存度も高い。</p>	<p>(3) 人口分布 令和2年国勢調査によると、令和2年10月1日の総人口は、413,938人で、県人口の約40.0%を占めており、そのうちの約77.7%は、富山地域に集中している。 年齢3階層別人口構成比は、0～14歳までの年少人口が約11.7%、15～64歳の生産年齢人口が約58.3%、65歳以上の老年人口が約30.0%となっている。 また、年少人口及び生産年齢人口は、平成27年から令和2年にかけて徐々に減り、老年人口が徐々に増加していることから、富山市では少子高齢化が進行している。 市における外国人は、令和2年10月1日では、6,944人であり、国別にみると、中国、ベトナムが全体の約半数を占めている。市の屋間人口は、437,517人であり、夜間人口（総人口）を23,579人上回っている。また、屋間人口のうち、約12%の51,468人は他の県や市町村からの流入人口である。 [各地域別の人口分布・屋間人口における流入人口]（資料編1-3） [年齢3階層別人口構成比の推移]（資料編1-4） [国別外国人数]（資料編1-5） (4) 道路の位置 市の主要幹線道路網は、東西に横断している北陸自動車道と国道8号、415号を軸に、国道41号、359号、472号の6路線で構成されている。</p>	時点修正

※参考
 道路整備率とは、整備済延長+実延長より求められ、整備済延長は改良延長（車道幅員5.5m以上）-混雑率10以上の延長、混雑率は交通量÷交通容量富山県の道路舗装率（舗装延長+実延長×100）である。また、道路舗装率とは、舗装済延長+実延長

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
1編4章 P12	<p>(5) 鉄軌道、空港、港湾の位置等 鉄道は、主要路線として、北陸新幹線の他、市の東西を横断するあいのかぜ富山鉄道と、市の南北を縦断するJR西日本路線がある。市内には、中心駅であるJR富山駅、あいのかぜ富山鉄道には3駅、高山本線には9駅ある。また、私鉄では、富山地方鉄道が、JR富山駅に隣接する電鉄富山駅から越中三郷駅を経て宇奈月温泉までを結ぶ本線をはじめ、不二越上滝線、立山線及び軌道線である富山市内線の4路線を運行しており、さらに、第3セクター会社の富山ライトレールが、富山港線を運行している。</p> <p>空港は、県が設置管理する第3種空港である富山空港があり、富山市中心部の南約7キロメートルに位置する。</p> <p>港湾は、特定重要港湾伏木富山港（富山地区）があり、15,000トン級船舶4隻、10,000トン級船舶1隻が係留できる岸壁のほか、沖合いには、280,000トン級タンカーが係留できるシーバースがある。</p>	<p>(5) 鉄軌道、空港、港湾の位置等 鉄道は、主要路線として、北陸新幹線の他、市の東西を横断するあいの風とやま鉄道と、市の南北を縦断するJR（西日本）高山本線がある。市内には、中心駅であるJR富山駅、あいの風とやま鉄道には4駅、高山本線には9駅ある。また、他の路線では、富山地方鉄道が、JR富山駅に隣接する電鉄富山駅から越中三郷駅を経て宇奈月温泉までを結ぶ本線をはじめ、不二越・上滝線、立山線及び路面電車を運行している。</p> <p>空港は、県が設置管理する富山空港があり、富山市中心部の南約7キロメートルに位置する。</p> <p>港湾は、特定重要港湾伏木富山港（富山地区）があり、15,000トン級船舶4隻、10,000トン級船舶1隻が係留できる岸壁のほか、沖合いには、280,000トン級タンカーが係留できるシーバースがある。</p>	<p>時点修正</p>
			

修正箇所 < 頁 >	修正前 (現行) 	修正後 (変更) 	備考 時点修正
---------------	---	--	------------

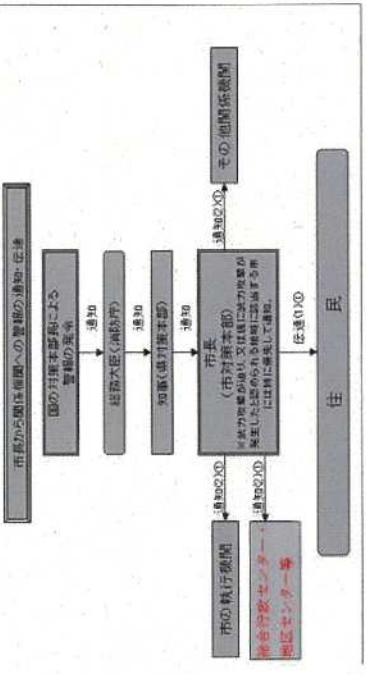
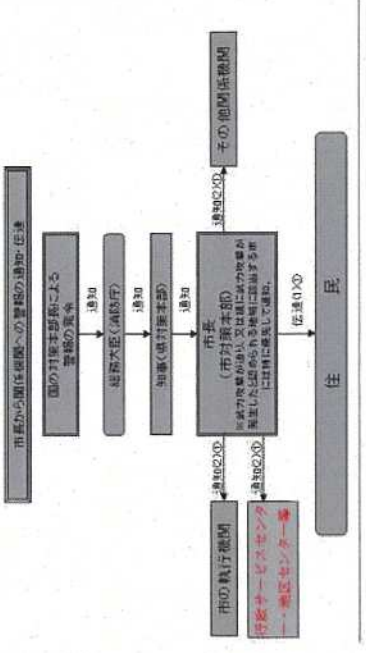
修正箇所 < 頁 >	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
2編1章 P28	<p>《組織》</p> <p>《資機材等の整備》</p> <p>《リーダー育成》</p> <p>《出前講座》</p> <p>《自主防災組織基本形成》</p> <p>《自主防災組織強化研修》</p>	<p>《組織》</p> <p>《資機材等の整備》</p> <p>《リーダー育成》</p> <p>《出前講座》</p> <p>《自主防災組織基本形成》</p> <p>《自主防災組織強化研修》</p>	<p>時点修正</p>
2編1章 P32	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備（法第9条第1項、法第47条第2項）</p> <p>市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておく。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。なお、伝達にあたっては、「富山県災害時要援護者支援ガイドライン」に基づき、FAXや携帯電話のメール機能を活用する。</p> <p>また、市は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ定めておく。</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備（法第9条第1項、法第47条第2項）</p> <p>市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておく。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。なお、伝達にあたっては、FAXや携帯電話のメール機能を活用する。</p> <p>また、市は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ定めておく。</p>	<p>時点修正</p>

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
2編1章 P36、37	<p>※〔e-カレッジ〕http://www.e-college.fdma.go.jp/</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施（法第42条第1項）</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、地域の特性を考慮しつつ、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。</p>	<p>(e-カレッジ) http://www.fmda.go.jp/relocation/e-college/</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施（法第42条第1項）</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、地域の特性を考慮しつつ、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定を行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正 ・「富山県国民保護計画」の変更資料2 (1) ①

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
2編2章 P40、41	<p>5 市が管理する道路の安全の確保</p> <p>市は、市が管理する道路について、円滑かつ確実な避難が実施できるとともに、当該道路における緊急通行確保路線のルートを事前に把握するとともに、当該道路における落石等の防止、堆雪帯の整備、雪崩等による交通遮断を防止するためのスノーシェッド等の雪崩対策施設の整備などを計画的に進める。</p> <p>〔富山市内の緊急通行確保路線輸送道路図〕（資料編2-8）</p>	<p>5 市が管理する道路の安全の確保</p> <p>市は、市が管理する道路について、円滑かつ確実な避難が実施できるとともに、当該道路における緊急輸送道路のルートを事前に把握するとともに、当該道路における落石等の防止、堆雪帯の整備、雪崩等による交通遮断を防止するためのスノーシェッド等の雪崩対策施設の整備などを計画的に進める。</p> <p>〔富山市内の緊急輸送道路図〕（資料編2-8）</p>	<p>時点修正</p>
2編2章 P41	<p>6 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>	<p>6 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>	<p>時点修正</p>

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
2編5章 P46	<p>3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を利用して住民への周知を図る。</p> <p>また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。</p> <p>また、市は、日本赤十字社富山県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）</p>	<p>3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を利用して住民への周知を図る。</p> <p>また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等について平素から、周知に努めるものとする。</p> <p>また、市は、日本赤十字社富山県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）</p>	<p>「富山県国民保護計画」の変更資料2 (1) ②</p>

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
3編1章 P47	<p>【市緊急事態連絡室の構成等】<イメージ></p>	<p>【市緊急事態連絡室の構成等】<イメージ></p>	時点修正
3編2章 P50	<p>④市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、市庁舎402会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。</p> <p>市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p>	<p>④市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。</p> <p>市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p>	時点修正

修正箇所 < 頁 >	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
<p>3編4章 P.62</p>	<p>(2) 警報の内容の通知（法第47条第1項）</p> <p>① 市は、市その他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。</p> <p>② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。</p> <p>〔市のホームページ〕（http://www7.city.toyama.jp/）</p> 	<p>(2) 警報の内容の通知（法第47条第1項）</p> <p>① 市は、市その他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。</p> <p>② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。</p> <p>〔市のホームページ〕（https://www.city.toyama.toyama.jp/）</p>  <p>時点修正</p>	

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
3編4章 P64			時点修正
3編4章 P67			時点修正

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考																																																								
3編4章 P68	<table border="1" data-bbox="263 1232 638 1792"> <thead> <tr> <th>避難の状況</th> <th>避難場所</th> <th>避難方法等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅</td> <td>自宅</td> <td></td> <td>建築物の柱等による倒壊に起因する被害もあろう。</td> </tr> <tr> <td>近隣のコンクリート造り等の堅牢な建築物（外に出して）</td> <td>近隣のコンクリート造り等の堅牢な建築物 ・地階のある建物</td> <td>・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘等で避難 ・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難</td> <td>・A</td> </tr> <tr> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある</td> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所</td> <td>・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難</td> <td>近隣建築物等による倒壊に起因する被害もあろう。</td> </tr> <tr> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある</td> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所</td> <td>・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難</td> <td>・B</td> </tr> <tr> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある</td> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所</td> <td>・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難</td> <td>・C</td> </tr> <tr> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある</td> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所</td> <td>・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難</td> <td>・D</td> </tr> </tbody> </table>	避難の状況	避難場所	避難方法等	備考	自宅	自宅		建築物の柱等による倒壊に起因する被害もあろう。	近隣のコンクリート造り等の堅牢な建築物（外に出して）	近隣のコンクリート造り等の堅牢な建築物 ・地階のある建物	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘等で避難 ・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・A	近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	近隣建築物等による倒壊に起因する被害もあろう。	近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・B	近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・C	近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・D	<table border="1" data-bbox="263 515 638 1075"> <thead> <tr> <th>避難の状況</th> <th>避難場所</th> <th>避難方法等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅</td> <td>自宅</td> <td></td> <td>建築物の柱等による倒壊に起因する被害もあろう。</td> </tr> <tr> <td>近隣のコンクリート造り等の堅牢な建築物（外に出して）</td> <td>近隣のコンクリート造り等の堅牢な建築物 ・地階のある建物</td> <td>・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難</td> <td>・A</td> </tr> <tr> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある</td> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所</td> <td>・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難</td> <td>近隣建築物等による倒壊に起因する被害もあろう。</td> </tr> <tr> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある</td> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所</td> <td>・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難</td> <td>・B</td> </tr> <tr> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある</td> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所</td> <td>・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難</td> <td>・C</td> </tr> <tr> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある</td> <td>近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所</td> <td>・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難</td> <td>・D</td> </tr> </tbody> </table>	避難の状況	避難場所	避難方法等	備考	自宅	自宅		建築物の柱等による倒壊に起因する被害もあろう。	近隣のコンクリート造り等の堅牢な建築物（外に出して）	近隣のコンクリート造り等の堅牢な建築物 ・地階のある建物	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・A	近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	近隣建築物等による倒壊に起因する被害もあろう。	近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・B	近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・C	近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・D	「富山県国民保護計画」の変更
避難の状況	避難場所	避難方法等	備考																																																								
自宅	自宅		建築物の柱等による倒壊に起因する被害もあろう。																																																								
近隣のコンクリート造り等の堅牢な建築物（外に出して）	近隣のコンクリート造り等の堅牢な建築物 ・地階のある建物	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘等で避難 ・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・A																																																								
近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	近隣建築物等による倒壊に起因する被害もあろう。																																																								
近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・B																																																								
近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・C																																																								
近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・D																																																								
避難の状況	避難場所	避難方法等	備考																																																								
自宅	自宅		建築物の柱等による倒壊に起因する被害もあろう。																																																								
近隣のコンクリート造り等の堅牢な建築物（外に出して）	近隣のコンクリート造り等の堅牢な建築物 ・地階のある建物	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・A																																																								
近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	近隣建築物等による倒壊に起因する被害もあろう。																																																								
近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・B																																																								
近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・C																																																								
近隣の建物が倒壊する可能性がある	近隣の建物が倒壊する可能性がある建物 ・近隣の避難場所	・原則として逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難 ・一層、近隣の避難場所等に逃げ、必要に応じて白紙傘、タクトレー、公園内により避難	・D																																																								
3編4章 P71～72	<p>① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたときの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</p> <p>(実際に弾道ミサイルが発射されたときの警報が発令されたときは、できるだけ近隣のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)</p>	<p>① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたときの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</p> <p>(実際に弾道ミサイルが発射されたときの警報が発令されたときは、できるだけ近隣のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)</p>																																																									

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
<p>3編4章 P69</p>	<p>避難における地域特性等への配慮 ① 石油コンビナート等特別防災区域周辺地域における住民の避難 石油コンビナート等特別防災区域で、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、市長は、市が警戒区域に設定された旨の通知を知事から受けた場合は、周辺の住民に対し退避の指示を行う。 ② 積雪期における住民の避難 積雪期において住民を避難させる必要が生じた場合、道路交通について、他の季節に比べより大きな障害、混乱が予想されることがら、市は、県と連携して、防災のための対策を踏まえ、次のとおり道路交通の確保対策を講じる。 富山県除雪情報システムを活用し、市道の効率的な除排雪に努めるとともに、国道、県道及び自動車専用道路との整合性のとれた除雪が行われるよう体制を強化する。 ③ 大規模集客施設や旅客輸送関連施設における避難 市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に滞在する者等についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、必要な対策をとるものとする。自ら対策をとることが困難な場合は、県に対策を講ずるよう要請するものとする。</p>	<p>避難における地域特性等への配慮 ① 石油コンビナート等特別防災区域周辺地域における住民の避難 石油コンビナート等特別防災区域で、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、市長は、市が警戒区域に設定された旨の通知を知事から受けた場合は、周辺の住民に対し退避の指示を行う。 ② 積雪期における住民の避難 積雪期において住民を避難させる必要が生じた場合、道路交通について、他の季節に比べより大きな障害、混乱が予想されることがら、市は、県と連携して、防災のための対策を踏まえ、次のとおり道路交通の確保対策を講じる。 富山県除雪情報システムを活用し、市道の効率的な除排雪に努めるとともに、国道、県道及び自動車専用道路との整合性のとれた除雪が行われるよう体制を強化する。 ③ 大規模集客施設や旅客輸送関連施設における避難 市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に滞在する者等についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、必要な対策をとるものとする。自ら対策をとることが困難な場合は、県に対策を講ずるよう要請するものとする。</p>	<p>時点修正 (外国人登録制度が廃止されたことによる変更)</p>
<p>3編6章 P77</p>	<p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。 この場合、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いる。ただし、やむを得ない場合は、市長が定める方法による。</p>	<p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。この場合、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いる。ただし、やむを得ない場合は、市長が定める方法による。</p>	<p>時点修正 (外国人登録制度が廃止されたことによる変更)</p>

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
3編9章 P91	<p>1 保健衛生の確保 (2) ロングフライト症候群（エコノミークラス症候群）※対策 市は、車の中での避難が長期にわたる住民に関しては、ロングフライト症候群（エコノミークラス症候群）にかかるとの恐れがあるため、その予防に配慮する。</p>	<p>1 保健衛生の確保 (2) エコノミークラス症候群※対策 市は、車の中での避難が長期にわたる住民に関しては、エコノミークラス症候群にかかるとの恐れがあるため、その予防に配慮する。</p>	時点修正

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考																																								
資料編 1 編 P2	<p>○指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送事業者</td> <td>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</td> </tr> <tr> <td>運送事業者</td> <td>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>1 避難施設における電話その他の通信設備の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱</td> </tr> <tr> <td>電気事業者</td> <td>1 電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>郵便事業者株式会社</td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>病院その他の医療機関</td> <td>1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td>道路の管理者</td> <td>1 道路の管理</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>1 救護への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送	運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱	電気事業者	1 電気の安定的な供給	郵便事業者株式会社	1 郵便の確保	病院その他の医療機関	1 医療の確保	道路の管理者	1 道路の管理	日本赤十字社	1 救護への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	<p>○指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送事業者</td> <td>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</td> </tr> <tr> <td>運送事業者</td> <td>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>1 避難施設における電話その他の通信設備の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱</td> </tr> <tr> <td>電気事業者</td> <td>1 電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>郵便事業者株式会社</td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>病院その他の医療機関</td> <td>1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td>道路の管理者</td> <td>1 道路の管理</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>1 救護への協力 2 外国人に関する安否情報の件及び市町村からの収集、整理並びに回答</td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送	運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱	電気事業者	1 電気の安定的な供給	郵便事業者株式会社	1 郵便の確保	病院その他の医療機関	1 医療の確保	道路の管理者	1 道路の管理	日本赤十字社	1 救護への協力 2 外国人に関する安否情報の件及び市町村からの収集、整理並びに回答	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	時点修正
機関の名称	事務又は業務の大綱																																										
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送																																										
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																																										
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱																																										
電気事業者	1 電気の安定的な供給																																										
郵便事業者株式会社	1 郵便の確保																																										
病院その他の医療機関	1 医療の確保																																										
道路の管理者	1 道路の管理																																										
日本赤十字社	1 救護への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答																																										
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持																																										
機関の名称	事務又は業務の大綱																																										
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送																																										
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																																										
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱																																										
電気事業者	1 電気の安定的な供給																																										
郵便事業者株式会社	1 郵便の確保																																										
病院その他の医療機関	1 医療の確保																																										
道路の管理者	1 道路の管理																																										
日本赤十字社	1 救護への協力 2 外国人に関する安否情報の件及び市町村からの収集、整理並びに回答																																										
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持																																										

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考																																																																																															
資料編1編 P3~P13		<p>1-2 関係機関の連絡先一覧 ○指定行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣府</td> <td>大臣官房 総務課</td> <td>千代田区永田町1-6-1</td> <td>(03) 6257 -1268</td> <td>(03) 5510 -0658</td> </tr> <tr> <td>国家公安委員会</td> <td>連絡先は警察庁と 同様</td> <td>千代田区霞が関2-1-2</td> <td>(03) 3581 -0141 (内5770)</td> <td>(03) 3597 -8004</td> </tr> <tr> <td>警察庁</td> <td>警備局警備運用部 警備第二課</td> <td>千代田区霞が関2-1-2</td> <td>(03) 3581 -0141 (内5770)</td> <td>(03) 3597 -8004</td> </tr> <tr> <td>金融庁</td> <td>総合政策局 総務課</td> <td>千代田区霞が関3-2-1</td> <td>(03) 3506 -6615</td> <td>(03) 3506 -6267</td> </tr> <tr> <td>消費者庁</td> <td>総務課</td> <td>千代田区霞ヶ関3-1-1</td> <td>(03) 3507 -9151</td> <td>(03) 3507 -9275</td> </tr> <tr> <td>デジタル庁</td> <td>映像組織グループ 総務総括</td> <td>千代田区紀尾井町1-3 東京がーデンテラス紀 尾井町 19階、20階</td> <td>(03) 4477 -6675</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務省</td> <td>大臣官房 総務課</td> <td>千代田区霞が関2-1-2</td> <td>(03) 5253 -5090</td> <td>(03) 5253 -5093</td> </tr> <tr> <td>消防庁</td> <td>国民保護・防災部 防災課国民保護室</td> <td>千代田区霞が関2-1-2</td> <td>(03) 5253 -7550</td> <td>(03) 5253 -7543</td> </tr> <tr> <td>法務省</td> <td>大臣官房 秘書課広報室</td> <td>千代田区霞が関1-1-1</td> <td>(03) 3592 -5396</td> <td>(03) 3592 -7228</td> </tr> <tr> <td>公安調査庁</td> <td>総務部総務課</td> <td>千代田区霞が関1-1-1</td> <td>(03) 3592 -2638</td> <td>(03) 3592 -6605</td> </tr> <tr> <td>外務省</td> <td>大臣官房総務課 危機管理調整室</td> <td>千代田区霞が関2-2-1</td> <td>(03) 5501 -8059</td> <td>(03) 5501 -8057</td> </tr> <tr> <td>財務省</td> <td>総合外交政策局 人権人道課</td> <td>千代田区霞が関2-2-1</td> <td>(03) 5501 1-8240</td> <td>(03) 5501 -8239</td> </tr> <tr> <td>国務省</td> <td>大臣官房総合政策 課 政策推進室</td> <td>千代田区霞が関3-1-1</td> <td>(03) 3581 -7934</td> <td>(03) 5251 -2163</td> </tr> <tr> <td>国務省</td> <td>長官官房 総務課</td> <td>千代田区霞が関3-1-1</td> <td>(03) 3581 -4161</td> <td>(03) 3593 -0401</td> </tr> <tr> <td>文部科学省</td> <td>大臣官房 総務課法令審議室</td> <td>千代田区霞が関3-2-2</td> <td>(03) 6734 -2156</td> <td>(03) 6734 -3590</td> </tr> <tr> <td>スポーツ庁</td> <td>政策課</td> <td>千代田区霞が関3-2-2</td> <td>(03) 6734 -2673</td> <td>(03) 6734 -3790</td> </tr> <tr> <td>文化庁</td> <td>政策課</td> <td>千代田区霞が関3-2-2</td> <td>(03) 6734 -2806</td> <td>(03) 6734 -3811</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省</td> <td>大臣官房厚生科学 課健康危機管理・ 災害対策室</td> <td>千代田区霞が関1-2-2</td> <td>(03) 3595 -2172</td> <td>(03) 3503 -0183</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話	FAX	内閣府	大臣官房 総務課	千代田区永田町1-6-1	(03) 6257 -1268	(03) 5510 -0658	国家公安委員会	連絡先は警察庁と 同様	千代田区霞が関2-1-2	(03) 3581 -0141 (内5770)	(03) 3597 -8004	警察庁	警備局警備運用部 警備第二課	千代田区霞が関2-1-2	(03) 3581 -0141 (内5770)	(03) 3597 -8004	金融庁	総合政策局 総務課	千代田区霞が関3-2-1	(03) 3506 -6615	(03) 3506 -6267	消費者庁	総務課	千代田区霞ヶ関3-1-1	(03) 3507 -9151	(03) 3507 -9275	デジタル庁	映像組織グループ 総務総括	千代田区紀尾井町1-3 東京がーデンテラス紀 尾井町 19階、20階	(03) 4477 -6675		総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関2-1-2	(03) 5253 -5090	(03) 5253 -5093	消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2	(03) 5253 -7550	(03) 5253 -7543	法務省	大臣官房 秘書課広報室	千代田区霞が関1-1-1	(03) 3592 -5396	(03) 3592 -7228	公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関1-1-1	(03) 3592 -2638	(03) 3592 -6605	外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関2-2-1	(03) 5501 -8059	(03) 5501 -8057	財務省	総合外交政策局 人権人道課	千代田区霞が関2-2-1	(03) 5501 1-8240	(03) 5501 -8239	国務省	大臣官房総合政策 課 政策推進室	千代田区霞が関3-1-1	(03) 3581 -7934	(03) 5251 -2163	国務省	長官官房 総務課	千代田区霞が関3-1-1	(03) 3581 -4161	(03) 3593 -0401	文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	千代田区霞が関3-2-2	(03) 6734 -2156	(03) 6734 -3590	スポーツ庁	政策課	千代田区霞が関3-2-2	(03) 6734 -2673	(03) 6734 -3790	文化庁	政策課	千代田区霞が関3-2-2	(03) 6734 -2806	(03) 6734 -3811	厚生労働省	大臣官房厚生科学 課健康危機管理・ 災害対策室	千代田区霞が関1-2-2	(03) 3595 -2172	(03) 3503 -0183	時点修正
名称	担当部署	所在地	電話	FAX																																																																																														
内閣府	大臣官房 総務課	千代田区永田町1-6-1	(03) 6257 -1268	(03) 5510 -0658																																																																																														
国家公安委員会	連絡先は警察庁と 同様	千代田区霞が関2-1-2	(03) 3581 -0141 (内5770)	(03) 3597 -8004																																																																																														
警察庁	警備局警備運用部 警備第二課	千代田区霞が関2-1-2	(03) 3581 -0141 (内5770)	(03) 3597 -8004																																																																																														
金融庁	総合政策局 総務課	千代田区霞が関3-2-1	(03) 3506 -6615	(03) 3506 -6267																																																																																														
消費者庁	総務課	千代田区霞ヶ関3-1-1	(03) 3507 -9151	(03) 3507 -9275																																																																																														
デジタル庁	映像組織グループ 総務総括	千代田区紀尾井町1-3 東京がーデンテラス紀 尾井町 19階、20階	(03) 4477 -6675																																																																																															
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関2-1-2	(03) 5253 -5090	(03) 5253 -5093																																																																																														
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2	(03) 5253 -7550	(03) 5253 -7543																																																																																														
法務省	大臣官房 秘書課広報室	千代田区霞が関1-1-1	(03) 3592 -5396	(03) 3592 -7228																																																																																														
公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関1-1-1	(03) 3592 -2638	(03) 3592 -6605																																																																																														
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関2-2-1	(03) 5501 -8059	(03) 5501 -8057																																																																																														
財務省	総合外交政策局 人権人道課	千代田区霞が関2-2-1	(03) 5501 1-8240	(03) 5501 -8239																																																																																														
国務省	大臣官房総合政策 課 政策推進室	千代田区霞が関3-1-1	(03) 3581 -7934	(03) 5251 -2163																																																																																														
国務省	長官官房 総務課	千代田区霞が関3-1-1	(03) 3581 -4161	(03) 3593 -0401																																																																																														
文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	千代田区霞が関3-2-2	(03) 6734 -2156	(03) 6734 -3590																																																																																														
スポーツ庁	政策課	千代田区霞が関3-2-2	(03) 6734 -2673	(03) 6734 -3790																																																																																														
文化庁	政策課	千代田区霞が関3-2-2	(03) 6734 -2806	(03) 6734 -3811																																																																																														
厚生労働省	大臣官房厚生科学 課健康危機管理・ 災害対策室	千代田区霞が関1-2-2	(03) 3595 -2172	(03) 3503 -0183																																																																																														

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）				備考	
資料編1編 P3~P13		農林水産省	大臣官房 地方課災害総合対策室	千代田区霞が関1-2-1	(03) 6744 -2142	(03) 6744 -7158	
		林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1	(03) 6744 -2142		
		水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1	(03) 6744 -2142		
		経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関1-3-1	(03) 3501 -1327	(03) 3501 -1704	
		資源エネルギー庁	長官官房総務課	千代田区霞が関1-3-1	(03) 3501 -2669	(03) 3501 -2305	
		中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	千代田区霞が関1-3-1	(03) 3501 -0459	(03) 3501 -6805	
		国土交通省	大臣官房危機管理室	千代田区霞が関2-1-3	(03) 5253 -8974	(03) 5253 -8891	
		国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷1	(029) 864 -6900	(029) 864 -1807	
		観光庁	総務課	千代田区霞が関2-1-2	(03) 5253 -8321	(03) 5253 -1632	
		気象庁	総務部 企画課	港区虎ノ門3-6-9	(03) 3434 -9074		時点修正
		海上保安庁	総務部 危機管理官	千代田区霞が関2-1-3	(03) 3591 -9822	(03) 3507 -7435	
		環境省	大臣官房総務課危機管理・災害対策室	千代田区霞が関1-2-2	(03) 5512 -5010	(03) 3581 -3360	
		原子力規制庁	長官官房 緊急事案対策室	港区六本木1-9-9	(03) 5114 -2121	(03) 5114 -2183	
		防衛省	防衛政策局 運用政策課 統合幕僚監部参事官付	新宿区市谷本村町5-1	(03) 3268 -3111 (代表)	(03) 5225 -3022 (03) 5229 -2136	
		防衛装備庁	長官官房総務官付	東京都新宿区市谷本村町5-1	(03) 3268 -3111 (代表)	(03) 3268 -3111	

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）				備考	
修正箇所 <頁> 資料編1編 P3~P13		○指定地方行政機関				時点修正	
		名称	担当部署	所在地	電話		FAX
		中部管区警察 局	総務監察・広域調 整部 広域調整第二課	愛知県名古屋市中区三 の丸二丁目1番1号	(052) 951 -6000 (内5511)		(052) 954 -8880
		北陸総合通信 局	総務課	石川県金沢市広坂2- 2-60 金沢広坂合同庁舎	(076) 233 -4410		(076) 233 -4419
		北陸財務局	総務課	石川県金沢市新神田4- 3-10 金沢新神田合同 庁舎	(076) 292 -7860		(076) 291 -6257
		大阪税関	総務部総務課	大阪府大阪市港区築港 4-10-3 (大阪港湾合同 庁舎内)	(06) 6576 -3010		(06) 6571 -7035
		東海北陸厚生 局	総務課	愛知県名古屋市中区白 鷺1-15-1名古屋 合同庁舎第3号館3階	(052) 971 -8831		(052) 971 -8861
		富山労働局	総務課	富山市神通本町1丁目 5番5号 富山労働総合庁舎	(076) 432 -2727		(076) 432 -6471
		北陸農政局	企画調整室	金沢市広坂2-2-6 0	(076) 232 -4206		(076) 232 -4218
		中部森林管理 局	企画調整課	長野県長野市大字栗田 715-5	(026) 236 -2515		(026) 236 -2657
		中部経済産業 局	総務課	富山県富山市牛島新町 11番7号 富山地方合同 庁舎5階	(076) 432 -5588		076-432 -5526
		中部近畿産業 保安監督部	管理課	愛知県名古屋市中区三 の丸二丁目5番2号 中部経済産業局総合庁 舎3階	052-951 -0558		052-951 -9803

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）				備考
	北陸地方整備局	防災室	〒950-8801 新潟県中央区美咲町1丁目1番1号(美咲町合同庁舎1号館)	(025) 280-8836	(025) 370-6691	
	北陸信越運輸局	総務部 安全防災・危機管理課	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	(025) 285-9000	(025) 285-9170	
	大阪航空局	総務部 安全企画・保安対策課	大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎四号館	(06) 6937-2720	(06) 6937-2784	
	東京管区気象台	総務部 業務課	東京都清瀬市中瀬戸3-2-35	(042) 497-7207	(042) 497-3159	
	第九管区海上保安本部	総務部総務課	新潟市中央区美咲町1-2-1	代 (025) 285-0118	(025) 288-2601	
	中部地方環境事務所	総務課	名古屋市中区三の丸2-5-2	(052) 955-2130	(052) 951-8889	時点修正
	近畿中部防衛局	企画部地方調整課	大阪府中央区大手前4-1-67 (大阪合同庁舎第2号館)	06(6945)4956	06(6941)9366	
	○自衛隊					
	部隊等の長及び窓口	区分	所在地	電話		
	中部方面総監防衛部	陸自	伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072) 782-0001		
	舞鶴地方総監防衛部	海自	舞鶴市字余部下119	(0773) 62-2250		
	中部航空方面隊司令官防衛部	空自	狭山市稲荷山2-3	(04) 2953-6131		

資料編1編
P3~P13

修正箇所 <頁>	修正前(現行)	修正後(変更案)				備考
		名称	所在地	電話	FAX	
資料編1編 P3~P13	○指定公共機関	日本銀行 山事務所	富山市堤町通り1丁目2番26号	076-424-4471	076-494-1158	時点修正
		西日本旅客 鉄道株式会 社 金沢支社	石川県金沢市広岡3丁目3番77号	076-254-3011		
		中日本高速 道路株式会 社 金沢支社	石川県金沢市神野町東170	076-240-4930		
		日本郵便株 式会社 北越支社	石川県金沢市上堤町1-15	076-220-3031		
		西日本電信 株式会社 NTTコム 北越支社	大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号	06-4793-9111		
		株式会社N T T コ ム 北越支社	石川県金沢市西部一丁目5番地	076-225-2005		
		KDDI株 式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号	03-3347-0077		
		ソフトバン ク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	03-6889-2000		

修正箇所 <頁>	修正前 (現行)	修正後 (変更案)			備考	
		名称	所在地	電話 FAX		
資料編1編 P3~P13	日本赤十字社富山県支部	富山市飯野26-1	076-451-7878		時点修正	
	日本放送協会富山放送局	富山市新桜町4-8	076-444-6600			
	独立行政法人国立病院機構	東京都目黒区東が丘2丁目5番21号	03-5712-5050	03-5712-5081		
	北陸電力株式会社	富山市牛島町15番1号	076-441-2511			
	北陸電力送配電株式会社	〃	076-441-2512			
	日本通運株式会社富山支店	富山市新庄本町2丁目8番59号	076-471-5993			
	国立研究開発法人富子科学技術研究所富山機関	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-382-8001			
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	029-282-1122			
	○指定地方公共機関					
	富山地方鉄道(株)	富山市桜町1丁目1番36号	076-432-5530			
	あいの風とやま鉄道(株)	富山市明輪町1番50号	076-444-1300			
	加越能バス(株)	高岡市江尻字村中1243番地1	0766-22-4886	0766-27-1621		
	日本海ガス(株)	富山市城北町2番36号	076-442-0770			
	高岡ガス(株)	高岡市内免2丁目1番43号	0766-22-0709	0766-23-6617		
	(一社)日本コムニティガス協会北陸支部	富山市奥田新町8-1	076-441-3241	076-441-3244		
	(一社)富山県エールピーガス協会	富山市桜橋通り6-13	076-441-6993	076-441-6996		
北日本放送(株)	富山市牛島町10番18号	076-432-5555				
富山テレビ放送(株)	新根塚町1-8-14	076-425-1111				
(株)チューリップテレビ	富山市奥田本町8番24号	076-442-7000				

修正箇所 <頁>	修正前 (現行)	修正後 (変更案)		備考	
		富山エフエム放送(株)	富山市奥田町2番11号	076-432-5566	
		(公社)富山県バス協会	富山市新庄町字馬場24番地2	076-424-9317	076-492-3168
		(一社)富山県トランプ協会	富山市婦中町島本郷1番地5	076-495-8800	076-495-1600
		(公社)富山県医師会	富山市鏡川336番地	076-429-4466	
		(公社)富山県歯科医師会	富山市五福字五味原2741番2	076-432-4466	076-442-4013
		富山県土地改良事業団体連合会	富山市黒崎17番地	076-424-3300	076-424-3332
		富山県道路公社	富山市舟橋北町4番19号	076-441-6611	076-442-6467

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考			
資料編1編 P3~P13		○富山県				
		機関名	担当課	所在地	電話	FAX
		危機管理局	防災・危機管理課	富山市新総曲輪1-7	076-444-9670	076-444-3489
			消防課	"	076-444-3188	076-444-3489
			人事課	"	076-444-3162	076-444-3484
		経営管理部	管財課	"	076-444-3171	076-444-3486
			総合県税事務所	富山市舟橋北町1-1	076-444-4627	
		生活環境文化部	県民生活課	富山市新総曲輪1-7	076-444-3128	076-444-3477
			環境保全課	"	076-444-3144	076-444-3481
		厚生部	厚生企画課	"	076-444-3196	076-444-3491
			医務課	"	076-444-3219	076-444-3495
			健康課	"	076-444-3222	076-444-3496
		商工労働部	商工企画課	"	076-444-3242	076-444-4401
			管理課	"	076-444-3307	076-444-4414
		土木部	建設技術企画課	"	076-444-3316	076-442-7954
			道路課	"	076-444-3318	076-444-4416
			河川課	"	076-444-3324	076-444-4417
			港湾課	"	076-444-3334	076-444-4419
			砂防課	"	076-444-3341	076-444-4420
			企業局	経営管理課	富山市安住町2-14	076-444-2136
		教育委員会	教育企画課	富山市新総曲輪1-7	076-444-3430	076-444-4433
		警察本部	警備課	"	076-441-2211	
			地域企画課	"	076-441-2211	
交通規制課	"		076-441-2211			

資料編1編
P3~P13

時点修正

修正箇所 <頁>	修正前(現行)	修正後(変更案)	備考																																																																											
資料編1編 P3~P13		<p>○他の市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>担当課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高岡市</td> <td>危機管理課</td> <td>高岡市広小路7-50</td> <td>0766-20-1229</td> <td>0766-20-1549</td> </tr> <tr> <td>魚津市</td> <td>総務課 防災危機管理室</td> <td>魚津市釈迦堂1-10-1</td> <td>0765-23-1078</td> <td>0765-23-1182</td> </tr> <tr> <td>水見市</td> <td>地域防災課</td> <td>水見市桜川1060番地</td> <td>0766-74-8021</td> <td>0766-74-8255</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>総務課</td> <td>滑川市寺家町104番地</td> <td>076-475-0573</td> <td>076-475-6299</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>防災危機管理班</td> <td>黒部市三日市1301番地</td> <td>0765-54-2111</td> <td>0765-54-4461</td> </tr> <tr> <td>柳波市</td> <td>総務課</td> <td>柳波市栄町7番3号</td> <td>0763-33-1111</td> <td>0763-33-5325</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>総務課</td> <td>小矢部市本町1番1号</td> <td>0766-67-1760</td> <td>0766-68-2171</td> </tr> <tr> <td>南砺市</td> <td>総務課</td> <td>南砺市荒木1550番地</td> <td>0763-23-2003</td> <td>0763-52-6340</td> </tr> <tr> <td>村上市</td> <td>総務課</td> <td>村上市新開発410番地1</td> <td>0766-51-6632</td> <td>0766-51-6648</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>総務課</td> <td>中新川郡舟橋村仏生寺55</td> <td>076-464-1121</td> <td>076-464-1066</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>総務課</td> <td>中新川郡上市町法音寺1番地</td> <td>076-472-1111</td> <td>076-472-1115</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>総務課</td> <td>中新川郡立山町前沢2440番地</td> <td>076-462-9965</td> <td>076-463-1254</td> </tr> <tr> <td>入彦町</td> <td>総務課</td> <td>下新川郡入彦町入膳3</td> <td>0765-72-2845</td> <td>0765-74-0067</td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td>総務政策課</td> <td>下新川郡朝日町道下1133</td> <td>0765-83-1100</td> <td>0765-83-1109</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	担当課	所在地	電話	FAX	高岡市	危機管理課	高岡市広小路7-50	0766-20-1229	0766-20-1549	魚津市	総務課 防災危機管理室	魚津市釈迦堂1-10-1	0765-23-1078	0765-23-1182	水見市	地域防災課	水見市桜川1060番地	0766-74-8021	0766-74-8255	滑川市	総務課	滑川市寺家町104番地	076-475-0573	076-475-6299	黒部市	防災危機管理班	黒部市三日市1301番地	0765-54-2111	0765-54-4461	柳波市	総務課	柳波市栄町7番3号	0763-33-1111	0763-33-5325	小矢部市	総務課	小矢部市本町1番1号	0766-67-1760	0766-68-2171	南砺市	総務課	南砺市荒木1550番地	0763-23-2003	0763-52-6340	村上市	総務課	村上市新開発410番地1	0766-51-6632	0766-51-6648	舟橋村	総務課	中新川郡舟橋村仏生寺55	076-464-1121	076-464-1066	上市町	総務課	中新川郡上市町法音寺1番地	076-472-1111	076-472-1115	立山町	総務課	中新川郡立山町前沢2440番地	076-462-9965	076-463-1254	入彦町	総務課	下新川郡入彦町入膳3	0765-72-2845	0765-74-0067	朝日町	総務政策課	下新川郡朝日町道下1133	0765-83-1100	0765-83-1109	
		市町村名	担当課	所在地	電話	FAX																																																																								
		高岡市	危機管理課	高岡市広小路7-50	0766-20-1229	0766-20-1549																																																																								
		魚津市	総務課 防災危機管理室	魚津市釈迦堂1-10-1	0765-23-1078	0765-23-1182																																																																								
		水見市	地域防災課	水見市桜川1060番地	0766-74-8021	0766-74-8255																																																																								
		滑川市	総務課	滑川市寺家町104番地	076-475-0573	076-475-6299																																																																								
		黒部市	防災危機管理班	黒部市三日市1301番地	0765-54-2111	0765-54-4461																																																																								
		柳波市	総務課	柳波市栄町7番3号	0763-33-1111	0763-33-5325																																																																								
		小矢部市	総務課	小矢部市本町1番1号	0766-67-1760	0766-68-2171																																																																								
		南砺市	総務課	南砺市荒木1550番地	0763-23-2003	0763-52-6340																																																																								
		村上市	総務課	村上市新開発410番地1	0766-51-6632	0766-51-6648																																																																								
		舟橋村	総務課	中新川郡舟橋村仏生寺55	076-464-1121	076-464-1066																																																																								
		上市町	総務課	中新川郡上市町法音寺1番地	076-472-1111	076-472-1115																																																																								
		立山町	総務課	中新川郡立山町前沢2440番地	076-462-9965	076-463-1254																																																																								
		入彦町	総務課	下新川郡入彦町入膳3	0765-72-2845	0765-74-0067																																																																								
		朝日町	総務政策課	下新川郡朝日町道下1133	0765-83-1100	0765-83-1109																																																																								
				<p>○消防機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>本部・署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>本部(局)</td> <td>富山市今泉191-1</td> <td>075-493-4141</td> <td>075-493-5665</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富山消防署</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富山北消防署</td> <td>富山市高島町一丁目10-30</td> <td>076-437-7141</td> <td>076-437-7142</td> </tr> <tr> <td></td> <td>呉羽消防署</td> <td>富山市呉羽町2417-5</td> <td>076-436-5040</td> <td>076-436-2166</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水橋消防署</td> <td>富山市水橋館町420-1</td> <td>076-478-0061</td> <td>076-478-0046</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大沢野消防署</td> <td>富山市上二杉202</td> <td>076-468-1212</td> <td>076-468-1242</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大山消防署</td> <td>富山市花崎737</td> <td>076-483-1119</td> <td>076-483-1194</td> </tr> <tr> <td></td> <td>八尾消防署</td> <td>富山市八尾町福島816-1</td> <td>076-454-2119</td> <td>076-455-0336</td> </tr> <tr> <td></td> <td>婦中消防署</td> <td>富山市婦中町笹倉128</td> <td>076-466-2280</td> <td>076-466-3048</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	本部・署	所在地	電話	FAX		本部(局)	富山市今泉191-1	075-493-4141	075-493-5665		富山消防署	〃	〃	〃		富山北消防署	富山市高島町一丁目10-30	076-437-7141	076-437-7142		呉羽消防署	富山市呉羽町2417-5	076-436-5040	076-436-2166		水橋消防署	富山市水橋館町420-1	076-478-0061	076-478-0046		大沢野消防署	富山市上二杉202	076-468-1212	076-468-1242		大山消防署	富山市花崎737	076-483-1119	076-483-1194		八尾消防署	富山市八尾町福島816-1	076-454-2119	076-455-0336		婦中消防署	富山市婦中町笹倉128	076-466-2280	076-466-3048	時点修正																							
		市町村名	本部・署	所在地	電話	FAX																																																																								
			本部(局)	富山市今泉191-1	075-493-4141	075-493-5665																																																																								
			富山消防署	〃	〃	〃																																																																								
	富山北消防署	富山市高島町一丁目10-30	076-437-7141	076-437-7142																																																																										
	呉羽消防署	富山市呉羽町2417-5	076-436-5040	076-436-2166																																																																										
	水橋消防署	富山市水橋館町420-1	076-478-0061	076-478-0046																																																																										
	大沢野消防署	富山市上二杉202	076-468-1212	076-468-1242																																																																										
	大山消防署	富山市花崎737	076-483-1119	076-483-1194																																																																										
	八尾消防署	富山市八尾町福島816-1	076-454-2119	076-455-0336																																																																										
	婦中消防署	富山市婦中町笹倉128	076-466-2280	076-466-3048																																																																										

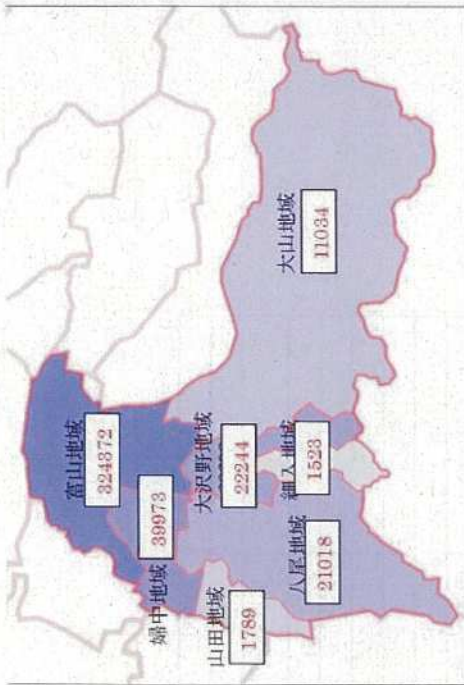
修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考			
資料編1編 P3~P13	高岡市	本部 高岡署 伏木署 戸出署 福岡署	高岡市広小路5-10 # 高岡市伏木園分1-1 高岡市戸出大清水28 高岡市福岡町下老子7 48番地 魚津市本江3197-1	0766-22-3131 # 0766-44-1122 0766-63-0045 0766-64-3305 0765-24-0119	0766-26-7002 0766-26-7004 0766-44-7990 0766-63-4467 0766-64-6119 0765-23-9178	
	氷見市	氷見署	氷見市加納387-1	0766-74-8300	0766-74-8338	
	滑川市	滑川署	滑川市上泉24	076-475-0180	076-475-7719	
	黒部市	本部 黒部署 宇奈月署	黒部市榎木761番地 黒部市宇奈月町内山3 353 砺波市大庄501	0765-54-0119 0765-65-2940 0763-32-4957 0763-33-0119	0765-54-3992 0765-65-2948 0763-32-2230 0763-32-2081	時点修正
	砺波広域圏 消防本部	本部 砺波署	#			
	小矢部市	小矢部署	小矢部市泉町2-37	0766-67-0119	0766-67-5108	
	南砺市	南砺署	南砺市天池99	0763-52-0119	0763-52-	
	射水市	本部 射水署 新湊署	射水市橋下条1522 射水市本町2-10-30	0766-56-0119 0766-82-8333	0766-56-9542 0766-82-6826	
	上市町	上市署	上市町碑田36	076-472-2244	076-473-0055	
	立山町	本部 立山署	立山町米沢36	076-463-0005	076-463-1610	
	入善町	入善署	入善町上野571	0765-72-0135	0765-72-0937	
	朝日町	朝日署	朝日町道下1062	0765-83-0009	0765-83-1867	

修正箇所 <頁>	修正前 (現行)	修正後 (変更案)	備考																																																												
資料編 1 編 P13	<p>1-2 過去5年間の気象データ</p> <table border="1" data-bbox="247 405 550 772"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均降水量 (mm)</td> <td>2786.5</td> <td>2668.5</td> <td>2322.5</td> <td>2862.5</td> <td>2535</td> </tr> <tr> <td>平均気温 (℃)</td> <td>14.9</td> <td>14.3</td> <td>14.2</td> <td>14.5</td> <td>14.3</td> </tr> <tr> <td>年間積雪深 (cm)</td> <td>383</td> <td>349</td> <td>404</td> <td>305</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>年間降雪日数 (日)</td> <td>55</td> <td>68</td> <td>79</td> <td>65</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平均降水量 (mm)	2786.5	2668.5	2322.5	2862.5	2535	平均気温 (℃)	14.9	14.3	14.2	14.5	14.3	年間積雪深 (cm)	383	349	404	305	161	年間降雪日数 (日)	55	68	79	65	62	<p>1-3 過去5年間の気象データ</p> <table border="1" data-bbox="247 1133 550 1500"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均降水量 (mm)</td> <td>2699.5</td> <td>2751.0</td> <td>2097.5</td> <td>2136.0</td> <td>2609.5</td> </tr> <tr> <td>平均気温 (℃)</td> <td>14.3</td> <td>15.0</td> <td>15.2</td> <td>15.4</td> <td>15.1</td> </tr> <tr> <td>年間積雪深 (cm)</td> <td>172</td> <td>430</td> <td>83</td> <td>34</td> <td>387</td> </tr> <tr> <td>年間降雪日数 (日)</td> <td>53</td> <td>64</td> <td>50</td> <td>17</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>時点修正</p>		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平均降水量 (mm)	2699.5	2751.0	2097.5	2136.0	2609.5	平均気温 (℃)	14.3	15.0	15.2	15.4	15.1	年間積雪深 (cm)	172	430	83	34	387	年間降雪日数 (日)	53	64	50	17	58	
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年																																																										
平均降水量 (mm)	2786.5	2668.5	2322.5	2862.5	2535																																																										
平均気温 (℃)	14.9	14.3	14.2	14.5	14.3																																																										
年間積雪深 (cm)	383	349	404	305	161																																																										
年間降雪日数 (日)	55	68	79	65	62																																																										
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年																																																										
平均降水量 (mm)	2699.5	2751.0	2097.5	2136.0	2609.5																																																										
平均気温 (℃)	14.3	15.0	15.2	15.4	15.1																																																										
年間積雪深 (cm)	172	430	83	34	387																																																										
年間降雪日数 (日)	53	64	50	17	58																																																										

修正箇所
<頁>

修正前（現行）

1-3 各地域別の人口分布・昼間人口における流入人口



資料参照：平成22年 国勢調査結果

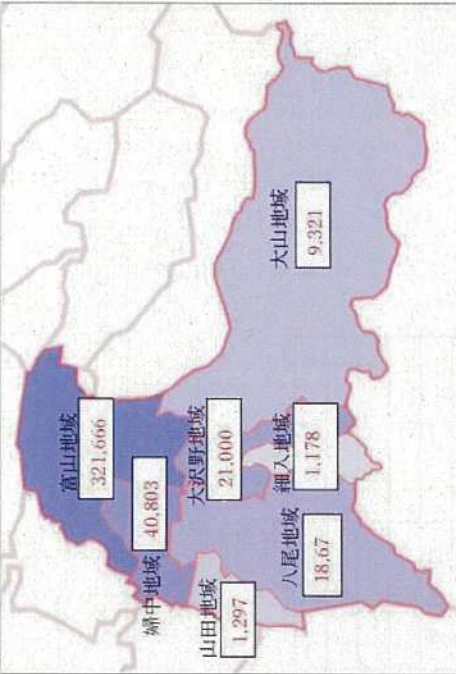
昼間人口における流入人口

昼間人口	448,669人
流入人口	49,608人 (1.1%)

資料参照：平成22年国勢調査結果

修正後（変更案）

1-4 各地域別の人口分布・昼間人口における流入人口



資料参照：令和2年 国勢調査結果

昼間人口における流入人口

昼間人口	437,517人
流入人口	51,468人 (1.2%)

※不詳補完値による。

資料参照：令和2年国勢調査結果

資料編1編
P14

時点修正

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考																																														
<p>1-4 年齢3階層別人口構成比の推移</p> <table border="1" data-bbox="311 436 438 616"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年</th> <th>平成17年</th> <th>平成22年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳～</td> <td>19.00%</td> <td>21.50%</td> <td>24.50%</td> </tr> <tr> <td>15歳～64歳</td> <td>66.70%</td> <td>64.70%</td> <td>62.20%</td> </tr> <tr> <td>～14歳</td> <td>14.20%</td> <td>13.70%</td> <td>13.30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料参照：国勢調査結果</p>		平成12年	平成17年	平成22年	65歳～	19.00%	21.50%	24.50%	15歳～64歳	66.70%	64.70%	62.20%	～14歳	14.20%	13.70%	13.30%	<p>1-5 年齢3階層別人口構成比の推移</p> <table border="1" data-bbox="311 840 438 1131"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年</th> <th>平成27年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳～</td> <td>24.5%</td> <td>28.3%</td> <td>30.0%</td> </tr> <tr> <td>15歳～64歳</td> <td>62.2%</td> <td>59.1%</td> <td>58.3%</td> </tr> <tr> <td>～14歳</td> <td>13.3%</td> <td>12.6%</td> <td>11.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年、令和2年の数値は不詳補充値により、平成22年は分母から不詳を除いて算出。 資料参照：令和2年国勢調査結果</p>		平成22年	平成27年	令和2年	65歳～	24.5%	28.3%	30.0%	15歳～64歳	62.2%	59.1%	58.3%	～14歳	13.3%	12.6%	11.7%	<p>1-6 外国人数</p> <table border="1" data-bbox="790 772 1013 1108"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>外国人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国</td> <td>1,953</td> </tr> <tr> <td>韓国・朝鮮</td> <td>472</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>649</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>1,498</td> </tr> <tr> <td>ブラジル</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>インドネシア</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料参照：令和2年国勢調査結果</p>	国名	外国人数	中国	1,953	韓国・朝鮮	472	フィリピン	649	ベトナム	1,498	ブラジル	486	インドネシア	125	<p>時点修正</p>
	平成12年	平成17年	平成22年																																														
65歳～	19.00%	21.50%	24.50%																																														
15歳～64歳	66.70%	64.70%	62.20%																																														
～14歳	14.20%	13.70%	13.30%																																														
	平成22年	平成27年	令和2年																																														
65歳～	24.5%	28.3%	30.0%																																														
15歳～64歳	62.2%	59.1%	58.3%																																														
～14歳	13.3%	12.6%	11.7%																																														
国名	外国人数																																																
中国	1,953																																																
韓国・朝鮮	472																																																
フィリピン	649																																																
ベトナム	1,498																																																
ブラジル	486																																																
インドネシア	125																																																
<p>資料編1編 P15</p>	<p>1-5 外国人数（平成27年1月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="774 1086 1125 1579"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>外国人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国</td> <td>2,352</td> </tr> <tr> <td>韓国・朝鮮</td> <td>685</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>585</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>ブラジル</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td>パキスタン</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>インドネシア</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>マレーシア</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>509</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料参照：富山市</p>	国名	外国人数	中国	2,352	韓国・朝鮮	685	フィリピン	585	ベトナム	284	ブラジル	240	ロシア	238	パキスタン	89	インドネシア	71	マレーシア	71	その他	509																										
国名	外国人数																																																
中国	2,352																																																
韓国・朝鮮	685																																																
フィリピン	585																																																
ベトナム	284																																																
ブラジル	240																																																
ロシア	238																																																
パキスタン	89																																																
インドネシア	71																																																
マレーシア	71																																																
その他	509																																																

修正前（現行）		修正後（変更案）		備考																							
<p>2-1 市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>代替職員（第1順位）</td> <td>代替職員（第2順位）</td> <td>代替職員（第3順位）</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>副市長</td> <td>上下水道事業管理者</td> </tr> </table>		名称	代替職員（第1順位）		代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	市長	副市長	副市長	上下水道事業管理者	<p>2-1 市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>代替職員（第1順位）</td> <td>代替職員（第2順位）</td> <td>代替職員（第3順位）</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>副市長</td> <td>政策監</td> </tr> </table>		名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	市長	副市長	副市長	政策監	<p>時点修正</p>						
名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）																								
市長	副市長	副市長	上下水道事業管理者																								
名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）																								
市長	副市長	副市長	政策監																								
<p>2-2 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧（担当課一覧）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条)</td> <td>社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 保健所</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項) 住民の避難誘導に必要な援助についての協力要請によるもの (法第70条第1・3項) 被災者の救済に必要な援助についての協力要請によるもの (法第80条第1項) 消火、負傷者の搬送又は被災者の救助などの援助についての協力要請によるもの (法第115条第1項) 保健衛生の確保の援助についての協力要請によるもの (法第123条第1項)</td> <td>関係各課 防災対策課 消防局総務課 社会福祉課 消防局総務課 防災対策課 保健所</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関すること。(法第6条、175条) 訴訟に関すること。(法第6条、175条)</td> <td></td> <td>行政管理局 行政管理局</td> </tr> </tbody> </table>		種類	内容	担当課	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条)	社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 保健所	損害補償 (法第160条)	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項) 住民の避難誘導に必要な援助についての協力要請によるもの (法第70条第1・3項) 被災者の救済に必要な援助についての協力要請によるもの (法第80条第1項) 消火、負傷者の搬送又は被災者の救助などの援助についての協力要請によるもの (法第115条第1項) 保健衛生の確保の援助についての協力要請によるもの (法第123条第1項)	関係各課 防災対策課 消防局総務課 社会福祉課 消防局総務課 防災対策課 保健所	不服申立てに関すること。(法第6条、175条) 訴訟に関すること。(法第6条、175条)		行政管理局 行政管理局	<p>2-2 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧（担当課一覧）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条)</td> <td>福祉政策課 生活支援課 福祉政策課 生活支援課 福祉政策課 生活支援課 保健所</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項) 住民の避難誘導に必要な援助についての協力要請によるもの (法第70条第1・3項) 被災者の救済に必要な援助についての協力要請によるもの (法第80条第1項) 消火、負傷者の搬送又は被災者の救助などの援助についての協力要請によるもの (法第115条第1項) 保健衛生の確保の援助についての協力要請によるもの (法第123条第1項)</td> <td>関係各課 防災危機管理課 消防局総務課 福祉政策課 生活支援課 消防局総務課 防災危機管理課 保健所</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関すること。(法第6条、175条) 訴訟に関すること。(法第6条、175条)</td> <td></td> <td>文書法務課 文書法務課</td> </tr> </tbody> </table>		種類	内容	担当課	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条)	福祉政策課 生活支援課 福祉政策課 生活支援課 福祉政策課 生活支援課 保健所	損害補償 (法第160条)	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項) 住民の避難誘導に必要な援助についての協力要請によるもの (法第70条第1・3項) 被災者の救済に必要な援助についての協力要請によるもの (法第80条第1項) 消火、負傷者の搬送又は被災者の救助などの援助についての協力要請によるもの (法第115条第1項) 保健衛生の確保の援助についての協力要請によるもの (法第123条第1項)	関係各課 防災危機管理課 消防局総務課 福祉政策課 生活支援課 消防局総務課 防災危機管理課 保健所	不服申立てに関すること。(法第6条、175条) 訴訟に関すること。(法第6条、175条)		文書法務課 文書法務課
種類	内容	担当課																									
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条)	社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 保健所																									
損害補償 (法第160条)	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項) 住民の避難誘導に必要な援助についての協力要請によるもの (法第70条第1・3項) 被災者の救済に必要な援助についての協力要請によるもの (法第80条第1項) 消火、負傷者の搬送又は被災者の救助などの援助についての協力要請によるもの (法第115条第1項) 保健衛生の確保の援助についての協力要請によるもの (法第123条第1項)	関係各課 防災対策課 消防局総務課 社会福祉課 消防局総務課 防災対策課 保健所																									
不服申立てに関すること。(法第6条、175条) 訴訟に関すること。(法第6条、175条)		行政管理局 行政管理局																									
種類	内容	担当課																									
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 土地等の使用に関すること。(法第82条)	福祉政策課 生活支援課 福祉政策課 生活支援課 福祉政策課 生活支援課 保健所																									
損害補償 (法第160条)	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項) 住民の避難誘導に必要な援助についての協力要請によるもの (法第70条第1・3項) 被災者の救済に必要な援助についての協力要請によるもの (法第80条第1項) 消火、負傷者の搬送又は被災者の救助などの援助についての協力要請によるもの (法第115条第1項) 保健衛生の確保の援助についての協力要請によるもの (法第123条第1項)	関係各課 防災危機管理課 消防局総務課 福祉政策課 生活支援課 消防局総務課 防災危機管理課 保健所																									
不服申立てに関すること。(法第6条、175条) 訴訟に関すること。(法第6条、175条)		文書法務課 文書法務課																									

修正箇所
<頁>

修正前（現行）

年 月 日に発生した○○○による被害（詳細）
平成 年 月 日 時 分
○○市

- 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
(1) 発生日時 平成 年 月 日
(2) 発生場所 ○○市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）
- 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	()	()	()	()	()	()	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の職業を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	職	況

修正後（変更案）

年 月 日に発生した○○○による被害（詳細）
令和 年 月 日 時 分
○○市

- 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
(1) 発生日時 令和 年 月 日
(2) 発生場所 ○○市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）
- 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 人的・物的被害状況


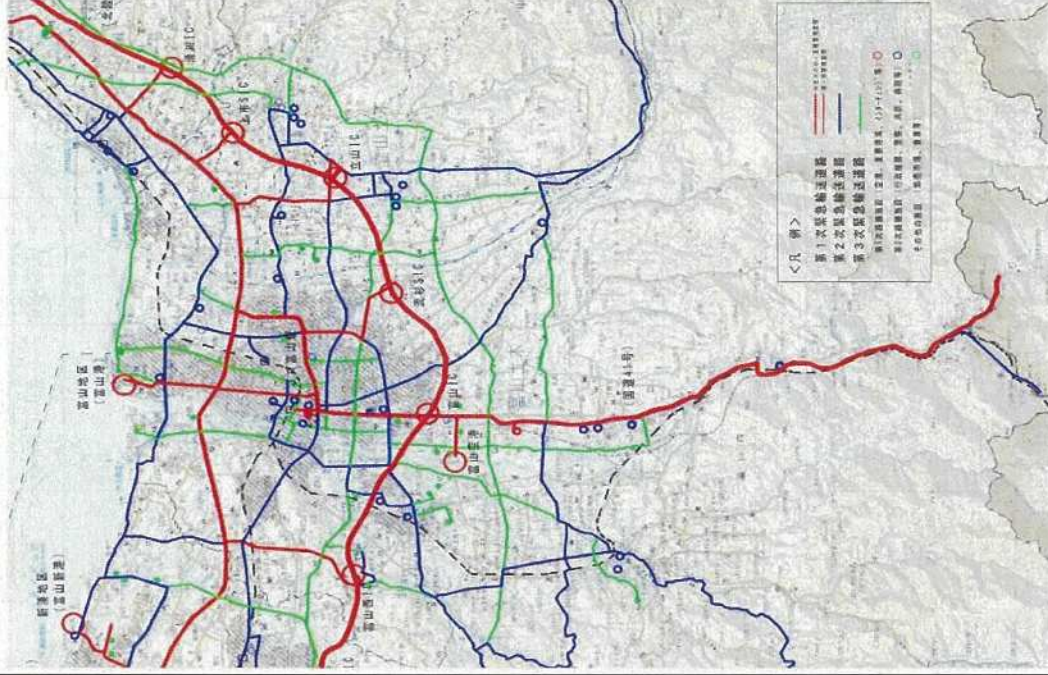
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	()	()	()	()	()	()	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の職業を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	職	況

資料編2編
P21

時点修正

修正箇所 < 頁 >	修正前 (現行) 2-8 富山市内の緊急通行確保路線図 	修正後 (変更案) 2-8 富山市内の緊急輸送道路図 	備考 時点修正
---------------	--	--	------------

修正箇所
<頁>

修正前（現行）

国内保護法施行号	各号	施設の種類	所管省庁名	関係官庁局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	商工企画課
	2号	ガス工作物	経済産業省	環境保全課
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	港湾課 総合交通政策課
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6号	放送用無線設備	—	—
	7号	水産施設、係留施設	国土交通省	港湾課 総合交通政策課
第28条	8号	清走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	港湾課 総合交通政策課
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	河川課、農村整備課、企業局
第29条	1号	危険物	総務省消防庁	消防課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	くすり政策課
	3号	火薬類	経済産業省	環境保全課
	4号	高圧ガス	経済産業省	環境保全課
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	商工企画課
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	商工企画課
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	商工企画課
	8号	毒劇薬（毒害法）	厚生労働省 農林水産省	商工企画課
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	環境保全課
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	商工企画課
	11号	毒性物質	経済産業省	商工企画課

資料編2編
P23

修正後（変更案）

国内保護法施行号	各号	施設の種類	所管省庁名	関係官庁局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	商工企画課
	2号	ガス工作物	経済産業省	環境保全課
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	港湾課 総合交通政策課
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6号	放送用無線設備	総務省	—
	7号	水産施設、係留施設	国土交通省	港湾課 総合交通政策課
第29条	8号	清走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	港湾課 総合交通政策課
	9号	ダム	国土交通省	河川課、農村整備課、企業局
	1号	危険物	総務省消防庁	消防課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	くすり政策課
	3号	火薬類	経済産業省	消防課
	4号	高圧ガス	経済産業省	消防課
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	商工企画課
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	商工企画課
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	商工企画課
	8号	毒劇薬（ 医薬品医療機器等法 ）	厚生労働省 農林水産省	商工企画課
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	消防課
10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	商工企画課	
11号	毒性物質	経済産業省	商工企画課	

時点修正

備考

修正箇所 <頁>	修正前 (現行)	修正後 (変更案)	備考
3-1 市対策本部室の分掌事務	3-1 市対策本部室の分掌事務	3-1 市対策本部室の分掌事務	
班	班	班	班
担当	担当	担当	担当
分掌事務	分掌事務	分掌事務	分掌事務
総務担当 (企画調整課・防災対策課)	1 本部室の総括及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 防災行政無線の運用に関すること。 4 県への災害概況即報等の報告に関すること。 5 県内市町村、応援協定締結都市に対する応援要請及び受け入れに関すること。 6 県への応援要請及び受け入れに関すること。 7 自衛隊の災害派遣に関すること。 8 市民への避難措置の発表に関すること。 9 県公安委員会への交通規制の要請に関すること。	1 本部室の総括及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 防災行政無線の運用に関すること。 4 県への災害概況即報等の報告に関すること。 5 県内市町村、応援協定締結都市に対する応援要請及び受け入れに関すること。 6 県への応援要請及び受け入れに関すること。 7 自衛隊の災害派遣に関すること。 8 市民への避難措置の発表に関すること。 9 県公安委員会への交通規制の要請に関すること。	1 本部室の総括及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 防災行政無線の運用に関すること。 4 県への災害概況即報等の報告に関すること。 5 県内市町村、応援協定締結都市に対する応援要請及び受け入れに関すること。 6 県への応援要請及び受け入れに関すること。 7 自衛隊の災害派遣に関すること。 8 市民への避難措置の発表に関すること。 9 県公安委員会への交通規制の要請に関すること。
総括班	1 本部室に係る広報に関すること。	1 本部室に係る広報に関すること。	1 本部室に係る広報に関すること。
広報担当 (広報課)	1 本部室の設置に関すること。	1 本部室の設置に関すること。	1 本部室の設置に関すること。
管財担当 (管財課・契約課)	2 本部室の資機材、食料等の調達に関すること。	2 本部室の資機材、食料等の調達に関すること。	2 本部室の資機材、食料等の調達に関すること。
人事担当 (職員課)	1 本部室に係る要員配置の指示に関すること。	1 本部室に係る要員配置の指示に関すること。	1 本部室に係る要員配置の指示に関すること。
情報班	1 防災初期の概括的被害状況の把握等被害状況のとりまとめに関すること。 2 災害情報の共有化に関すること。	1 防災初期の概括的被害状況の把握等被害状況のとりまとめに関すること。 2 災害情報の共有化に関すること。	1 防災初期の概括的被害状況の把握等被害状況のとりまとめに関すること。 2 災害情報の共有化に関すること。
情報担当 (企画調整課・情報統計課)	1 市民からの通報の処理に関すること。 2 市民からの問い合わせの処理に関すること。	1 市民からの通報の処理に関すること。 2 市民からの問い合わせの処理に関すること。	1 市民からの通報の処理に関すること。 2 市民からの問い合わせの処理に関すること。
広聴班	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。
広聴担当 (市民生活相談課他)	1 建設政策課、道路河川管理課、道路河川管理課・公園緑地課、管轄課、学校施設課	1 建設政策課、道路河川管理課、道路河川管理課・公園緑地課、管轄課、学校施設課	1 建設政策課、道路河川管理課、道路河川管理課・公園緑地課、管轄課、学校施設課
応急対策班	3 物資等の応援を要請する関係団体への連絡職員のパフォーマンスに関すること。	3 物資等の応援を要請する関係団体への連絡職員のパフォーマンスに関すること。	3 物資等の応援を要請する関係団体への連絡職員のパフォーマンスに関すること。
応急対策担当	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。
応急対策班	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。
応急対策班	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。
応急対策班	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。
応急対策班	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。
応急対策班	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。

資料編第3編
P26～39

時点修正

修正箇所 <頁>	修正前(現行)	修正後(変更案)	備考	
資料編第3編 P26~39	援護班 援護担当 (社会福祉課)	1. 避難所の設置及び援護対策の指示、総括に関する こと。 2. 要配慮者の支援に関する指示、総括に関する こと。 3. 災害救助法関係事務の総括に関する こと。	1. 避難所の設置及び援護対策の指示、総括に関 すること。 2. 要配慮者の支援に関する指示、総括に関する こと。 3. 災害救助法関係事務の総括に関する こと。	
	医療救護担当 (社会福祉課)	1. 医療救護の指示、総括に関する こと。 2. 防疫活動の指示、総括に関する こと。	1. 医療救護の指示、総括に関する こと。 2. 防疫活動の指示、総括に関する こと。	
	輸送担当 (納税課)	1. 緊急輸送の指示、総括に関する こと。 2. 輸送用船舶、ヘリコプター、航空機の確保に 関すること。	1. 緊急輸送の指示、総括に関する こと。 2. 輸送用船舶、ヘリコプター、航空機の確保に 関すること。	
	清掃担当 (環境センター管理課)	1. し尿及びごみの処理に関する こと。	1. し尿及びごみの処理に関する こと。	時点修正
	食料担当 (農政企画課・地方卸売 市場業務管理課)	1. 食料品等の調達に関する こと。	1. 食料品等の調達の指示に関する こと。	
	消防担当 (消防局)	1. 消防活動の連絡調整に関する こと。	1. 消防活動の連絡調整に関する こと。	
	連絡担当	1. 本部、各部との連絡に関する こと。	1. 本部、各部との連絡に関する こと。	
	援護班	1. 避難所の設置及び援護対策の指示、総括に関 すること。 2. 要配慮者の支援に関する指示、総括に関する こと。 3. 災害救助法関係事務の総括に関する こと。	1. 避難所の設置及び援護対策の指示、総括に関 すること。 2. 要配慮者の支援に関する指示、総括に関する こと。 3. 災害救助法関係事務の総括に関する こと。	
	医療救護担当 (社会福祉課)	1. 医療救護の指示、総括に関する こと。 2. 防疫活動の指示、総括に関する こと。	1. 医療救護の指示、総括に関する こと。 2. 防疫活動の指示、総括に関する こと。	
	輸送担当 (納税課)	1. 緊急輸送の指示、総括に関する こと。 2. 輸送用船舶、ヘリコプター、航空機の確保に 関すること。	1. 緊急輸送の指示、総括に関する こと。 2. 輸送用船舶、ヘリコプター、航空機の確保に 関すること。	
	清掃担当 (環境センター管理課)	1. し尿及びごみの処理に関する こと。	1. し尿及びごみの処理に関する こと。	時点修正

修正箇所 <頁>	修正前（現行）			修正後（変更案）			備考
	部	班（担当課室）	分 掌 事 務	部	班（担当課室）	分 掌 事 務	
資料編第3編 P26～39	企 画 管 理 部	3-2 市の各部課室における武力攻撃事態における業務	3-2 市の各部課室における業務	3-2 市の各部課室における業務	3-2 市の各部課室における業務	3-2 市の各部課室における業務	時点修正
		総務班 (企画調整課) *本部署事務として行う	1 応急対策組織の設置・廃止の通知に関するこ と。 2 国民保護対策本部の庶務(本部室)に関するこ と。 3 被害状況、応急対策状況の収集に関するこ と。 4 関係機関及び各部との連絡調整に関するこ と。	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 視察者及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害功労者の表彰及び礼状の発送に関するこ と。	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 視察者及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害功労者の表彰及び礼状の発送に関するこ と。	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に 関すること。 2 政府、国会、その他の機関に対する要望事項 等のとりまとめに関すること。	
	企 画 管 理 部	企 画 班 (広報課)	1 プレスルームの設置・運営に関すること。 2 本部の広報に関すること。 3 報道機関への報道依頼に関すること。 4 広報紙の発行に関すること。 5 市外避難者への広報に関すること。 6 災害写真等活動記録の収集・とりまとめに関 すること。	1 プレスルームの設置・運営に関すること。 2 本部の広報に関すること。 3 報道機関への報道依頼に関すること。 4 広報紙の発行に関すること。 5 市外避難者への広報に関すること。 6 災害写真等活動記録の収集・とりまとめに関 すること。 7 インターネットによる情報提供に関するこ と。	1 プレスルームの設置・運営に関すること。 2 本部の広報に関すること。 3 報道機関への報道依頼に関すること。 4 広報紙の発行に関すること。 5 市外避難者への広報に関すること。 6 災害写真等活動記録の収集・とりまとめに関 すること。 7 インターネットによる情報提供に関するこ と。		
	職 員 班 (職員課)	1 各部班の要員配備の調整に関すること。 2 他機関からの職員の派遣の要請又は幹旋要請 に関すること。 3 被災職員の調査に関すること。 4 発災時の外来者の接護に関すること。 5 被災職員に関する厚生給付及び援助に関する こと。	1 各部班の要員配備の調整に関すること。 2 他機関からの職員の派遣の要請又は幹旋要請 に関すること。 3 被災職員の調査に関すること。 4 発災時の外来者の接護に関すること。 5 被災職員に関する厚生給付及び援助に関する こと。	1 各部班の要員配備の調整に関すること。 2 他機関からの職員の派遣の要請又は幹旋要請 に関すること。 3 被災職員の調査に関すること。 4 発災時の外来者の接護に関すること。 5 被災職員に関する厚生給付及び援助に関する こと。	1 各部班の要員配備の調整に関すること。 2 他機関からの職員の派遣の要請又は幹旋要請 に関すること。 3 被災職員の調査に関すること。 4 発災時の外来者の接護に関すること。 5 被災職員に関する厚生給付及び援助に関する こと。		
	I T 班 (情報統括課)	1 インターネットによる情報提供に関するこ と。 2 市情報通信基盤の復旧に関すること。 3 市業務システムの復旧に関すること。	1 インターネットによる情報提供に関するこ と。 2 市情報通信基盤の復旧に関すること。 3 市業務システムの復旧に関すること。	1 市情報通信基盤の復旧に関すること。 2 市業務システムの復旧に関すること。	1 市情報通信基盤の復旧に関すること。 2 市業務システムの復旧に関すること。		
	国 際 班 (文化国際課)	1 在外国人に対する広報に関すること。	1 在外国人に対する広報に関すること。	1 在外国人に対する広報に関すること。	1 在外国人に対する広報に関すること。		

修正箇所 <頁>	修正前 (現行)	修正後 (変更案)	備考
<p>企画管理部</p>	<p>応援班 (行政管理課、情報統計課、富山外国語専門学校、富山ガラス造形研究所、公文所館、職員研修所、通学管理委員会事務局、監査委員事務局)</p> <p>1 部内他班の応援に関する事。</p>	<p>企画管理部</p> <p>応援班 (企画調整課(統計調査係)、行政経管課、文書管理課、富山外国語専門学校、富山ガラス造形研究所、公文所館、職員研修所、ガラス美術館、通学管理委員会事務局、監査委員事務局)</p> <p>1 部内他班の応援に関する事。</p>	
<p>企画管理部</p>	<p>財政班 (財政課)</p> <p>1. 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事。 2. 財務部への取材の受付に関する事。 3. 災害応急対策予算及び財政措置に関する事。</p>	<p>財政班 (財政課)</p> <p>1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事。 2 財務部への取材の受付に関する事。 3 災害応急対策予算及び財政措置に関する事。</p>	
<p>企画管理部</p>	<p>管財班 (管財課)</p> <p>1. 緊急通行車両の確認申請に関する事。 2. 市有財産の保全及び被害調査のとりまとめに関する事。 3. 庁内車両の管理配分に関する事。 4. 庁内電話等通信施設、電気施設の確保に関する事。</p>	<p>管財班 (管財課)</p> <p>1 緊急通行車両の確認申請に関する事。 2 市有財産の保全及び被害調査のとりまとめに関する事。 3 庁内車両の管理配分に関する事。 4 庁内電話等通信施設、電気施設の確保に関する事。 5 空地情報の収集及び使用の調整に関する事。</p>	<p>時点修正</p>
<p>財務部</p>	<p>契約班 (契約課)</p> <p>輸送第1班 輸送第2班 輸送第3班 (納税課、市民税課、資産税課、)</p> <p>1. 災害応急対策及び救援用物資資材の調達、受領に関する事。 2. 備蓄食料、物資の輸送に関する事。 3. 物資集積地の管理に関する事。 4. 民間車両の調達に関する事。 5. その他災害時の輸送対策に関する事。 6. 市税の減免に関する事。 7. 被災世帯調査に関する事 (資産税課が市民班に協力)。</p>	<p>契約班 (契約課)</p> <p>輸送第1班 輸送第2班 輸送第3班 (納税課、市民税課、資産税課)</p> <p>1 災害応急対策及び救援用物資資材の調達、受領に関する事。 2 備蓄食料、物資の輸送に関する事。 3 物資集積地の管理に関する事。 4 民間車両の調達に関する事。 5 その他災害時の輸送対策に関する事。 6 市税の減免に関する事。 7 被災世帯調査に関する事 (資産税課が市民班に協力)。</p>	
<p>財務部</p>	<p>応援班 (工事検査課、用地課、債権管理対策課)</p> <p>会計班 (出納課)</p> <p>1 部内他班の応援に関する事。 2. 見舞金、義援金の受け入れに関する事。</p>	<p>応援班 (工事検査課、用地課、債権管理対策課)</p> <p>会計班 (出納課)</p> <p>1 部内他班の応援に関する事。 2. 見舞金、義援金の受け入れに関する事。</p>	

修正箇所 < 頁 >	修正前 (現行)	修正後 (変更案)	備考
財務部		税務事務所班 (税務事務所) 財務部	※大沢野、大山、八尾、扇中、山田、細入地域を担当 1 備蓄食料、物資の輸送に関する事 2 物資集積地の管理に関する事 3 民間車両の調達に関する事 4 市税の減免に関する事 5 被災世帯調査に関する事 (行政サービスセンター市民生活班に協力) 6 国民保護対策本部の庶務 (本部室) に関する事 7 自衛隊の派遣要請に関する事 8 関係機関及び各部との連絡調整に関する事 9 防災行政無線の管理運用に関する事 10 ヘリポートの管理に関する事 11 災害時の交通安全対策に関する事
財務部		総務支援班 (防災危機管理課) *本部室事務として行う 防災危機管理部	1 市内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 社会福祉施設の避難状況及び避難支援に関する事 3 福祉保健部への取材の受付に関する事 4 在宅 要援護者 の安否確認等安全確保に関する事 5 所管社会福祉施設への支援に関する事 6 義援金品の募集、受け入れ、配分に関する事 7 災害救助物資の受け入れ、輸送、配分に関する事
福祉保健部	災害救助班 (社会福祉課) 福祉保健部	災害救助班 (福祉政策課・生活支援課) 福祉保健部	1 市内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 社会福祉施設の避難状況及び避難支援に関する事 3 福祉保健部への取材の受付に関する事 4 在宅の 要配慮者 の安否確認等安全確保に関する事 5 所管社会福祉施設への支援に関する事 6 義援金品の募集、受け入れ、配分に関する事 7 災害救助物資の受け入れ、輸送、配分に関する事
福祉保健部	保育班 (子育て支援課) 福祉保健部		1 保育所・認定こども園の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 保育所・認定こども園への支援に関する事 3 避難所の設置・運営に関する事 4 被災者の誘導、保護、取容に関する事 5 避難者名簿のとりまとめに関する事 6 所管社会福祉施設への支援に関する事 7 食料、水、生活必需品の確保・配分に関する事 8 所管介護保険施設への支援に関する事
福祉保健部	取容班 (長寿福祉課) 福祉保健部	取容班 (長寿福祉課) 福祉保健部	1 避難所の設置・運営に関する事 2 被災者の誘導、保護、取容に関する事 3 避難者名簿のとりまとめに関する事 4 所管社会福祉施設への支援に関する事 5 食料、水、生活必需品の確保・配分に関する事 6 所管介護保険施設への支援に関する事
福祉保健部	給食物資班 (介護保険課) 福祉保健部	給食物資班 (介護保険課) 福祉保健部	1 食料、水、生活必需品の確保・配分に関する事 2 所管介護保険施設への支援に関する事

修正箇所
資料編第3編
P26～39

時点修正

修正箇所 <頁>	修正前(現行)	修正後(変更案)	備考
保健衛生班 (保健所)	<ol style="list-style-type: none"> 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 後方医療機関への搬送調整に関すること。 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 医療救護班及び医療ボランティアの受け入れ調整に関すること。 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 感染症に対する防疫に関すること。 被災者の保健相談、栄養相談に関すること。 公的医療機関、その他医療機関への協力要請に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 後方医療機関への搬送調整に関すること。 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 医療救護班及び医療ボランティアの受け入れ調整に関すること。 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 感染症に対する防疫に関すること。 被災者の保健相談、栄養相談に関すること。 公的医療機関、その他医療機関への協力要請に関すること。 	
福祉保健部	<p>障害福祉班 (障害福祉課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 所管障害福祉施設への支援に関すること。 	<p>福祉保健部</p> <p>障害福祉班 (障害福祉課)</p> <p>行政サービスセンター地域福祉班 (行政サービスセンター地域福祉課、※中核型地区センター(1~3のみ))</p> <p>※それぞれの行政サービスセンターの所管地域・業務を担当 1. 食料、水、生活必需品の確保・配分に関すること。 2. 災害救助物資の受け入れ、輸送、配分に関すること。 3. 在宅の要配慮者の安否確認等安全確保に関すること。 4. 社会福祉施設等の避難状況及び避難支援に関すること。 5. 保育所の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 6. 保育所への支援に関すること。</p>	<p>福祉保健部</p> <p>1 管内他班の応援に関すること。</p>
保健衛生班 (保健所)	<p>保健衛生班 (保健所)</p> <ol style="list-style-type: none"> 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 後方医療機関への搬送調整に関すること。 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 医療救護班及び医療ボランティアの受け入れ調整に関すること。 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 感染症に対する防疫に関すること。 被災者の保健相談、栄養相談に関すること。 公的医療機関、その他医療機関への協力要請に関すること。 	<p>保健衛生班 (保健所)</p> <ol style="list-style-type: none"> 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 後方医療機関への搬送調整に関すること。 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 医療救護班及び医療ボランティアの受け入れ調整に関すること。 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 感染症に対する防疫に関すること。 被災者の保健相談、栄養相談に関すること。 公的医療機関、その他医療機関への協力要請に関すること。 	<p>保健衛生班 (保健所)</p> <ol style="list-style-type: none"> 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 後方医療機関への搬送調整に関すること。 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 医療救護班及び医療ボランティアの受け入れ調整に関すること。 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 感染症に対する防疫に関すること。 被災者の保健相談、栄養相談に関すること。 公的医療機関、その他医療機関への協力要請に関すること。
福祉保健部	<p>福祉保健部</p> <p>保健衛生班 (保健所)</p> <ol style="list-style-type: none"> 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 後方医療機関への搬送調整に関すること。 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 医療救護班及び医療ボランティアの受け入れ調整に関すること。 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 感染症に対する防疫に関すること。 被災者の保健相談、栄養相談に関すること。 公的医療機関、その他医療機関への協力要請に関すること。 	<p>福祉保健部</p> <p>保健衛生班 (保健所)</p> <ol style="list-style-type: none"> 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 後方医療機関への搬送調整に関すること。 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 医療救護班及び医療ボランティアの受け入れ調整に関すること。 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 感染症に対する防疫に関すること。 被災者の保健相談、栄養相談に関すること。 公的医療機関、その他医療機関への協力要請に関すること。 	<p>福祉保健部</p> <p>保健衛生班 (保健所)</p> <ol style="list-style-type: none"> 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 後方医療機関への搬送調整に関すること。 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 医療救護班及び医療ボランティアの受け入れ調整に関すること。 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 感染症に対する防疫に関すること。 被災者の保健相談、栄養相談に関すること。 公的医療機関、その他医療機関への協力要請に関すること。
資料編第3編 P26~39	<p>保健衛生班 (保健所)</p> <ol style="list-style-type: none"> 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 後方医療機関への搬送調整に関すること。 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 医療救護班及び医療ボランティアの受け入れ調整に関すること。 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 感染症に対する防疫に関すること。 被災者の保健相談、栄養相談に関すること。 公的医療機関、その他医療機関への協力要請に関すること。 	<p>福祉保健部</p> <p>保健衛生班 (保健所)</p> <ol style="list-style-type: none"> 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 後方医療機関への搬送調整に関すること。 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 医療救護班及び医療ボランティアの受け入れ調整に関すること。 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 感染症に対する防疫に関すること。 被災者の保健相談、栄養相談に関すること。 公的医療機関、その他医療機関への協力要請に関すること。 	<p>福祉保健部</p> <p>保健衛生班 (保健所)</p> <ol style="list-style-type: none"> 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 後方医療機関への搬送調整に関すること。 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 医療救護班及び医療ボランティアの受け入れ調整に関すること。 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 感染症に対する防疫に関すること。 被災者の保健相談、栄養相談に関すること。 公的医療機関、その他医療機関への協力要請に関すること。

修正箇所 <頁>	修正前(現行)	修正後(変更案)	備考
資料編第3編 P26~39	市民生活相談班 (市民生活相談課、消費生活センター)	心援班 (子ども福祉課、子育て支援センター) 市民生活相談班 (市民生活相談課、消費生活センター)	1 部内他班の応援に関する事。 1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事。 2 市民生活部への取材の受付に関する事。 3 被災者の陳情処理に関する事。 4 災害時の消費者対策(価格監視、相談所開設)に関する事。 5 地区センターとの連絡調整に関する事。
	地区センター班 (地区センター)	地区センター班 (地区センター)	1 所管区域内の市民への広報に関する事。 2 避難所の開設に関する事。 3 避難者名簿の作成に関する事。 4 所管区域の被害状況の連絡に関する事。 5 所管区域における災害救助活動の実施に関する事。 6 所管区域内の地域団体との連絡調整に関する事。
市民生活部	市民班 (市民課)	市民班 (市民課)	被災世帯調査の総括に関する事。 2 遺体の処理、埋・火葬の協力に関する事(環境保全班に協力)。 3 市外避難者の把握に関する事。 4 罹災証明書発行に関する事。
交通安全班 (生活安全交通課)	交通安全班 (生活安全交通課)	交通安全班 (生活安全交通課)	1 ヘリポートの管理に関する事。 2 災害時の交通安全対策に関する事。
ボランティア班 (男女参画・ボランティア課)	ボランティア班 (男女参画・ボランティア課)	男女参画・ボランティア班 (男女参画・市民協働課、男女共同参画推進センター)	1 ボランティアへの支援に関する事。 2 男女共同参画の視点に関する事。
体育班 (スポーツ課)	体育班 (スポーツ課)	スポーツ施設班 (スポーツ健康課)	1 スポーツ施設の保全及び応急復旧に関する事。

時点修正

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
資料編第3編 P26～39	<p>市民生活部</p>	<p>行政サービスセンター総務班 (行政サービスセンター総務課、中核型地区センター)</p> <p>行政サービスセンター市民生活班 (行政サービスセンター市民生活課、中核型地区センター)</p> <p>市民生活部</p>	<p>※それぞれの行政サービスセンター・中核型地区センターの所管地域を担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 行政サービスセンター管内等の被害状況、応急対策状況の収集及びとりまとめ、連絡調整に関すること。 各班の要員配備の調整に関すること。 気象警報等の収集及び伝達に関すること。 現地災害対策本部の庶務に関すること。 災害用生活必需品の備蓄に関すること。 防災行政無線（同報系）の管理運用に関すること。 各地域への取材の受付に関すること。 災害写真等活動記録の収集、とりまとめに関すること。 緊急通行車両の確認申請に関すること。 他班の応援に関すること。 <p>行政サービスセンター・中核型地区センターの所管地域を担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者の降情処理に関すること。 各地域の地区センターとの連絡調整に関すること。 ボランティアへの支援に関すること。 災害救助活動に協力する婦人会、青年団等との連絡に関すること。 被災世帯調査に関すること。 被災証明の発行に関すること。 災害時の交通安全対策に関すること。
	<p>市民生活部</p>	<p>応援班 (勤労青少年ホーム、男女共同参画推進センター、とやま市民交流館)</p>	<p>1 部内他班の応援に関すること。</p>
	<p>環境部</p>	<p>環境政策班 (環境政策課)</p> <p>環境保全班 (環境保全課)</p> <p>環境指導班 (環境センター管理課)</p>	<p>1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 環境部への取材の受付に関すること。</p> <p>3 災害時の損壊、焼失による建築物腐材や瓦礫等の産業廃棄物の処理対策に関すること。</p> <p>1 災害時の企業の公害発生防止指導に関すること。</p> <p>2 遺体の処理、埋葬又は火葬に関すること。</p> <p>1 環境センターに係る被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 災害時のし尿、ごみ処理対策に関すること。</p> <p>3 清掃施設の保全に関すること。</p> <p>4 清掃苦情等の処理及び対策に関すること。</p>

修正箇所 <頁>	修正前 (現行)	修正後 (変更案)	備考
環境部	環境業務班 (環境センター業務課) 応援班 (つばき園、エコタウン交流推進センター、富山霊園)	環境業務班 (環境センター業務課) 応援班 (つばき園、エコタウン交流推進センター、富山霊園)	1 災害時のごみ処理に関すること。 2 災害時の清掃業務に関すること。 1 部内他班の応援に関すること。
	商工労働部	商工労働班 (商業労政課、工業政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2 商工労働部への取材の受付に関すること。 3 流通物資の確保に関すること。 4 大規模小売店、ガソリンスタンド等の営業状況把握に関すること。 5 商工業関係施設等の被害調査に関すること。 6 中小企業に対する災害融資に関すること。 7 被災商工業対策に関すること。 8 被害時の労務確保に関すること。
資料編第3編 P26～39	商工労働部	乗業物産班 (乗業物産課) 観光振興班 (観光振興課)	乗業物産班 (乗業物産課) 観光振興班 (観光振興課)
	農林水産部	応援班 (公営競技事務所、富山地域職業訓練センター) 農政企画班 (農政企画課)	1 部内他班の応援に関すること。 1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2 農林水産部への取材の受付に関すること。 3 災害時の主食及び生鮮食料品等の確保に関すること。 4 被災農家に対する融資に関すること。 1 農林水産班 (農業水産課、森林政策課) 農地班 (農村整備課)
農林水産部	農地班 (農村整備課)	1 農地、農業用施設等の被害調査に関すること。 2 農地、農業用施設等の応急措置指導に関すること。 3 農地、農業用施設等の被害調査及び応急措置に関すること。	1 農地、農業用施設等の被害調査及び応急措置指導に関すること。 2 農地、農業用施設等の被害調査及び応急措置に関すること。 3 市場への取材の受付に関すること。
市場	市場班 (地方卸売市場業務管理課)	1 地方卸売市場の保全及び応急復旧に関すること。 2 非常用生鮮食料品の集荷確保に関すること。 3 市場への取材の受付に関すること。	1 地方卸売市場の保全及び応急復旧に関すること。 2 非常用生鮮食料品の集荷確保に関すること。 3 市場への取材の受付に関すること。

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
農 林 水 産 部	<p>農林事務所班 (農林事務所)</p>	<p>農林事務所班 (農林事務所)</p>	<p>※大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入地域を担当</p> <p>1 農林関係施設等の被害調査に関すること。 2 農地、農業用施設等の応急措置指導に関すること。 3 家畜、家さん及び畜産物の災害応急対策に関すること。 4 農林水産施設及び農林水産物の災害予防及び応急対策に関すること。</p>
	<p>心療班 (営業サポーターセンター、農業委員会事務局)</p>	<p>心療班 (営業サポーターセンター、農業委員会事務局)</p>	<p>1 部内他班の応援に関すること。</p>
農 林 水 産 部	<p>計画班 (都市政策課・都市再生整備課)</p>	<p>計画班 (都市計画課・景観政策課)</p>	<p>1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2 応急仮設住宅の入居審査・管理に関すること(住宅班に協力)。 3 都市整備部への取付の受付に関すること。</p>
	<p>都市整備部</p>	<p>都市整備部</p>	<p>1 建築物の災害対策の指導に関すること。 2 民間建築物の応急危険度判定に関すること。 3 民間被災宅地の応急危険度判定に関すること。 4 被災住宅の融資に関すること。 5 被災世帯調査に関すること(市民班に協力)。</p>
農 林 水 産 部	<p>心療班 (営業サポーターセンター、農業委員会事務局)</p>	<p>心療班 (営業サポーターセンター、農業委員会事務局)</p>	<p>1 部内他班の応援に関すること。</p>
	<p>計画班 (都市政策課・都市再生整備課)</p>	<p>計画班 (都市政策課・都市再生整備課)</p>	<p>1 建築物の災害対策の指導に関すること。 2 民間建築物の応急危険度判定に関すること。 3 民間被災宅地の応急危険度判定に関すること。 4 被災住宅の融資に関すること。 5 被災世帯調査に関すること(市民班に協力)。 6 空家等の応急措置に関すること。</p>
資料編第3編 P26～39	<p>都市整備部</p>	<p>活力都市創造部</p>	<p>1 建築物の災害対策の指導に関すること。 2 民間建築物の応急危険度判定に関すること。 3 民間被災宅地の応急危険度判定に関すること。 4 被災住宅の復旧の相談に関すること。 5 被災世帯調査に関すること(市民班に協力)。 6 空家等の応急措置に関すること。</p>
	<p>路面電車班 (路面電車推進課・交通政策課)</p>	<p>路面電車班 (路面電車推進課・交通政策課)</p>	<p>1 公共交通機関についての災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関すること。 2 路面電車施設及び車両の災害応急対策に関すること。 3 路面電車施設の災害応急対策に関すること。</p>
<p>心療班 (中心市街地活性化推進課、富山駅周辺地区整備課)</p>	<p>心療班 (まちづくり推進課、富山駅周辺地区整備課)</p>	<p>心療班 (まちづくり推進課、富山駅周辺地区整備課)</p>	<p>1 部内他班の応援に関すること。</p>

時点修正

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
総務支援班 （防災対策課） ＊本部署事務として行う	1 国民保護対策本部の庶務（本部室）に関すること。 2 自衛隊の派遣要請に関すること。 3 関係機関及び各部署との連絡調整に関すること。 4 防災行政無線の管理運用に関すること。	建設政策班 （建設政策課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2 建設部への取材の受付に関すること。 3 災害応急対策のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 4 港湾施設の被害状況の連絡調整に関すること。
建設政策班 （建設政策課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 2 建設部への取材の受付に関すること。 3 災害応急対策のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 4 港湾施設の被害状況の連絡調整に関すること。	道路整備班 （道路整備課）	1 災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関すること。 2 緊急輸送道路の応急措置に関すること。 3 水防活動に関すること。 4 道路、橋梁の災害応急対策に関すること。
道路河川整備班 （道路河川整備課）	1 災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関すること。 2 緊急通行確保路線の応急措置に関すること。 3 水防活動に関すること。 4 道路、橋梁の災害応急対策に関すること。 5 河川、都市排水路の災害応急対策に関すること。 6 土砂災害応急対策に関すること。 7 高波、高潮、津波の災害応急対策に関すること。	道路河川管理班 （道路河川管理課）	1 災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関すること。 2 緊急輸送道路の応急措置に関すること。 3 水防活動に関すること。 4 災害応急対策及び緊急措置に要する必要物資に関すること。 5 道路の除雪実施に関すること。 6 交通不能箇所の応急措置に関すること。 7 街路樹の災害応急対策に関すること。
道路河川管理班 （道路河川管理課）	1 災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関すること。 2 緊急通行確保路線の応急措置に関すること。 3 水防活動に関すること。 4 災害応急対策及び緊急措置に要する必要物資に関すること。 5 道路の除雪実施に関すること。 6 交通不能箇所の応急措置に関すること。 7 街路樹の災害応急対策に関すること。	河川整備班 （河川整備課）	1 災害緊急時の情報収集、被害状況の把握等に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 河川、水路の災害応急対策に関すること。 4 土砂災害応急対策に関すること。 5 高波、高潮の災害応急対策に関すること。
公園緑地班 （公園緑地課）	1 公園緑地の災害応急対策に関すること。	公園緑地班 （公園緑地課）	1 公園緑地の災害応急対策に関すること。

資料編第3編
P26～39

建設部

時点修正

修正箇所 <頁>	修正前 (現行)	修正後 (変更案)	備考
資料編第3編 P26~39	建築班 (営繕課)	1 応急仮設住宅の建設に関する事 2 避難所、市有施設の安全確認に関する事 3 避難所、収容所の建設及び整備に関する事 4 被災世帯調査に関する事 (市民班に協力) 5 市有建築物の応急復旧指導に関する事	1 応急仮設住宅の建設に関する事 2 避難所、市有施設の安全確認に関する事 3 避難所、収容所の建設及び整備に関する事 4 被災世帯調査に関する事 (市民班に協力) 5 市有建築物の応急復旧指導に関する事
	住宅班 (市営住宅課)	1 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事 2 公営住宅等の幹線に関する事 3 応急仮設住宅の入居審査・管理に関する事	1 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事 2 公営住宅等の幹線に関する事 3 応急仮設住宅の入居審査・管理に関する事
	建設部	道路構造保全対策班 (道路構造保全対策課) 土木事務所班 (土木事務所)	災害緊急時の情報収集、被害状況の把握に関する事 2 緊急輸送道路の橋梁の安全確認及び応急措置に関する事 3 橋梁等の災害応急対策に関する事 ※大沢野、大山、八尾、扇中、山田、細入地域を担当 1 災害緊急時の情報収集、被害状況の把握に関する事 2 緊急輸送道路の応急措置に関する事 3 水防活動に関する事 4 道路、橋梁の災害応急対策に関する事 5 河川、水路の災害応急対策に関する事 6 土砂災害応急対策に関する事 7 災害応急対策及び緊急措置に要する必要物資に関する事 8 道路の除雪実施に関する事 9 交通不能箇所の応急措置に関する事 10 街路樹の災害応急対策に関する事 11 公園緑地の災害応急対策に関する事 12 災害区域の復旧計画に関する事 13 防災行政無線 (移動系) の管理・運用に関する事

修正箇所 <頁>	修正前 (現行)	修正後 (変更案)	備考
修正箇所 <頁> 資料編第3編 P26～39	市民病院部 病院総務班 (経営管理課経営企画係、 管理係、出納決算係)	病院総務班 (管理部) 経営管理課経営企画係、 管理係、契約出納課出納 決算係 (まちなか病院) 総務医事課総務係	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に 関すること。 2 市民病院部への取材の受付に関すること。 3 部内職員の活動計画に関すること。
	市民病院部 病院医事班 (経営管理課管財係、医 事課)	病院医事班 (管理部) 契約出納課管財契約係 (市民病院) 医事課 (まちなか病院) 総務医事課医事企画係	1 医療薬剤、資器材の確保及び配分に関するこ と。 2 医療救護所の設置及び運営管理への協力に関 すること。 3 医療救護班の活動への協力に関すること。 4 被災医療機関への支援に関すること。
	救護班 (その他の課)	救護班 (その他の課)	1 災害救助法が発動されるまでの医療救護活動 に関すること。 2 災害救助法に基づく医療、助産に関するこ と。 3 救出者の搬送及び救護に関すること。
	総務第1班 (経営企画課)	総務第1班 (経営企画課)	1 上下水道局災害対策本部本部会議の事務総 括、動員職員の集約、他都市への応援要請に関す ること。 2 本部との連絡調整に関すること。 3 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に 関すること。 4 復旧基本計画の総合調整、報道機関との連絡 及び広報に関すること。
	総務第2班 (経営企画課経理係)	総務第2班 (契約出納課経理係)	1 災害経費の出納及び支出費用の整理に関する こと。 2 部内の被害報告の連絡調整に関すること
	総務第3班 (経営企画課管財契約 係)	総務第3班 (契約出納課管財契約 係)	1 災害による損失補償及び弁償、他都市応援者 の受け入れに関すること。 2 上下水道局資産の被害状況の調査及び不動産 の管理に関すること。 3 局に係る災害応急資器材の確保に関するこ と。
	給水第1班 (料金課)	給水第1班 (料金課)	1 応急給水情報の収集、応急給水計画及び広報 活動に関すること。 2 市民対応窓口、応急給水の実施及び広報活動 に関すること。
	給水第2班 (給排水サービス課水道 給水サービス係)	給水第2班 (給排水サービス課水道 給水サービス係)	1 市民対応窓口、断水区域及び被害箇所図の作 成に関すること。 2 給水装置の復旧工事の指揮・監督に関するこ と。

時点修正

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
水道第1班 (水道課計画係)	1. 水道施設の被害状況の取集、復旧計画の立案に関する事。 2. 災害状況及び復旧状況の記録確認に関する事。	1. 水道施設の被害状況の取集、復旧計画の立案に関する事。 2. 災害状況及び復旧状況の記録確認に関する事。	
水道第2班 (水道課建設係・改良係)	1. 水道施設の復旧工事の指揮・監督に関する事。 2. 工業用水道施設（朝日工水）の保全及び復旧に関する事。	1. 水道施設の復旧工事の指揮・監督に関する事。 2. 工業用水道施設（朝日工水）の保全及び復旧に関する事。	
水道第3班 (上下水道施設管理センター水道維持係)	1. 漏水箇所の特定、巡回及び安全対策に関する事。 2. 無線通信の統制に関する事。 3. 水源地、配水池の被害情報の取集、保全及び応急復旧に関する事。 4. 工業用水道施設（朝日工水）の被害状況調査に関する事。 5. 給水タンク等の確保と応急復旧用資材の管理に関する事。 6. 災害対策連絡管による応急給水の実施に関する事。	1. 漏水箇所の特定、巡回及び安全対策に関する事。 2. 無線通信の統制に関する事。 3. 水源地、配水池の被害情報の取集、保全及び応急復旧に関する事。 4. 工業用水道施設（朝日工水）の被害状況調査に関する事。 5. 給水タンク等の確保と応急復旧用資材の管理に関する事。 6. 災害対策連絡管による応急給水の実施に関する事。	
浄水第1班 (流砂浄水場浄水係)	1. 浄水施設の被害調査及び復旧計画の立案に関する事。 2. 工業用水道施設（流砂工水）の被害状況調査に関する事。	1. 浄水施設の被害調査及び復旧計画の立案に関する事。 2. 工業用水道施設（流砂工水）の被害状況調査に関する事。	
浄水第2班 (流砂浄水場水質係)	1. 原水、浄水等の水質検査の要領に関する事。 2. 水質に関する情報取集及び苦情処理に関する事。	1. 原水、浄水等の水質検査の要領に関する事。 2. 水質に関する情報取集及び苦情処理に関する事。	時点修正
下水道第1班 (下水道課計画係)	1. 下水道施設の被害状況の取集、復旧計画の立案に関する事。 2. 災害状況及び復旧状況の記録確認に関する事。	1. 下水道施設の被害状況の取集、復旧計画の立案に関する事。 2. 災害状況及び復旧状況の記録確認に関する事。	
下水道第2班 (下水道施設係・改良係)	1. 下水道施設の復旧工事の指揮・監督に関する事。	1. 下水道施設の復旧工事の指揮・監督に関する事。	
下水道第3班 (給排水サービス課下水道排水サービス係)	1. 市民対応窓口、応急対策の広報活動に関する事。	1. 市民対応窓口、応急対策の広報活動に関する事。	
下水道第4班 (上下水道施設管理センター下水道維持係)	1. 下水道施設の被害状況の取集、巡回及び安全対策に関する事。 2. 都市排水及び汚濁水の排水に関する事。	1. 下水道施設の被害状況の取集、巡回及び安全対策に関する事。 2. 都市排水及び汚濁水の排水に関する事。	
浄化センター班 (飯黒崎浄化センター) (水橋浄化センター) (倉垣浄水園)	1. 施設の被害状況の調査、復旧計画の立案に関する事。	1. 施設の被害状況の調査、復旧計画の立案に関する事。	

資料編第3編
P26～39

修正箇所 <頁>	修正前(現行)	修正後(変更)	備考
上下水道部	<p>地域上下水道班 (東上下水道サービスマスター) (西上下水道サービスマスター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 上下水道施設等の被害状況の調査及び復旧に関すること。 市民対応窓口、応急給水の実施及び広報活動に関すること。 水源地域の情報収集に関すること。 水質に関する情報収集及び苦情処理に関すること。 	<p>地域上下水道班 (東上下水道サービスマスター) (西上下水道サービスマスター)</p> <ol style="list-style-type: none"> 上下水道施設等の被害状況の調査及び復旧に関すること。 市民対応窓口、応急給水の実施及び広報活動に関すること。 水源地域の情報収集に関すること。 水質に関する情報収集及び苦情処理に関すること。 	
消防総務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 郡内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 消防部への取材の受付に関すること。 資機材の調達に関すること。 消防職員・団員の招集に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 郡内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。 消防部への取材の受付に関すること。 資機材の調達に関すること。 消防職員・団員の招集に関すること。 	
予防班 (予防課)	<ol style="list-style-type: none"> 災害等の情報収集に関すること。 危険物の保安規制に関すること。 広報活動に関すること。 避難所の防火に関すること。 被災世帯調査に関すること(市民班に協力) 	<ol style="list-style-type: none"> 災害等の情報収集に関すること。 危険物の保安規制に関すること。 広報活動に関すること。 避難所の防火に関すること。 被災世帯調査に関すること(市民班に協力) 	
警防班 (警防課)	<ol style="list-style-type: none"> 災害の警戒及び防ぎよに関すること。 消防関係機関の協力要請に関すること。 消防部隊の運用に関すること。 消防車両及び機械器具の整備点検に関すること。 水防活動への協力に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 災害の警戒及び防ぎよに関すること。 消防関係機関の協力要請に関すること。 消防部隊の運用に関すること。 消防車両及び機械器具の整備点検に関すること。 水防活動への協力に関すること。 	時点修正
消防部	<p>通信班 (通信指令課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 通信の運用に関すること。 気象情報等の収集及び警報に関すること。 	<p>通信班 (通信指令課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 通信の運用に関すること。 気象情報等の収集及び警報に関すること。 	
消防富山班 消防富山北班 消防呉羽班 消防水橋班 消防大沢野班 消防大山班 消防八尾班 消防婦中班 (富山消防署) (富山北消防署) (呉羽消防署) (水橋消防署) (大沢野消防署)	<ol style="list-style-type: none"> 災害の警戒及び防ぎよに関すること。 救助・救急・救出に関すること。 市民の避難誘導に関すること。 警報の伝達及び被害の未然防止・拡大防止の呼びかけに関すること。 広報活動に関すること。 避難所の防火に関すること。 情報の収集に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 災害の警戒及び防ぎよに関すること。 救助・救急・救出に関すること。 市民の避難誘導に関すること。 警報の伝達及び被害の未然防止・拡大防止の呼びかけに関すること。 広報活動に関すること。 避難所の防火に関すること。 情報の収集に関すること。 	

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
資料編第3編 P.26～39	<p>消防部</p> <p>(大山消防署) (八尾消防署) (福中消防署)</p> <p>教育総務班 (教育総務課)</p> <p>学校教育班 (学校教育課)</p> <p>教育施設班 (学校施設課)</p> <p>学校保健班 (学校保健課)</p> <p>社会教育班 (生涯学習課)</p> <p>応援班</p> <p>(民俗民芸村管理センター、理 議文化財センター、野 外教育活動センター、学 校給食センター、公民 館、市民学習センター、 公民館、図書館、科学 博物館、郷土博物館、民 俗民芸村の教育機関、小 学校、中学校、幼稚園、 生涯学習センター)</p>	<p>消防部</p> <p>(大山消防署) (八尾消防署) (福中消防署)</p> <p>教育総務班 (教育総務課)</p> <p>学校教育班 (学校教育課)</p> <p>教育施設班 (学校施設課)</p> <p>学校保健班 (学校保健課)</p> <p>社会教育班 (生涯学習課)</p> <p>応援班</p> <p>(学校再編推進課、民俗 民芸村管理センター、理 議文化財センター、教育 活動センター、野外交 育活動センター、市民 学習センター、公民館、 公民館、図書館、科学 博物館、郷土博物館、小 学校、中学校、幼稚園、 生涯学習センター)</p>	<p>1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に 関すること。 2 教育部への取材の受付に関すること。 3 部内職員の動員及び連絡調整に関すること。 1 児童・生徒の安全確保に関すること。 2 避難所の開設協力に関すること。 3 応急教育の確保に関すること。 4 被災児童・生徒の育英・奨学に関すること。 5 被災児童・生徒の教科書、学用品の確保及び 支給に関すること。 1 教育関係施設の被害調査及び施設の復旧に関 すること。 1 被災児童・生徒の学校給食の確保に関するこ と。 2 被災児童及び生徒の保健管理に関すること。 1 公民館、文化財等社会教育施設の災害応急対 策に関すること。 1 部内他班の応援に関すること。 ただし、当該施設が避難所、応援施設、物資集積 の拠点となった場合は、その運営に協力する。</p>
	<p>議 会 部</p> <p>議 会 班 (庶務課、議事調査課)</p>	<p>1 議長及び副議長の秘書に関すること。 2 市議会議員との連絡に関すること。 3 視察者及び見舞いの接遇に関すること。 4 災害見舞者への礼状の発送に関すること。</p>	<p>1 議長及び副議長の秘書に関すること。 2 市議会議員との連絡に関すること。 3 視察者及び見舞いの接遇に関すること。 4 災害見舞者への礼状の発送に関すること。</p>

修正箇所 < 頁 >	修正前 (現行)		修正後 (変更案)	備考
資料編第3編 P26～39	総 合 行 政 セ ン タ ー	地域部 総務班 (総務振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合行政センター管内の被害状況、応急対策状況の収集及びとりまとめ、連絡調整に関すること。 2. 各班の要員配備の調整に関すること。 3. 気象警報等の収集及び伝達に関すること。 4. 現地災害対策本部の庶務に関すること。 5. 災害用生活必需品の備蓄に関すること。 6. 防災行政無線及び同報無線の管理運用に関すること。 7. 地域部(総合行政センター)への取材の受付に関すること。 8. 災害写真等活動記録の収集、とりまとめに関すること。 9. 緊急通行車両の確認申請に関すること。 10. 避難所、市有施設の安全確認に関すること。 11. 他班の応援に関すること。 	
		地域部 総務班 (税務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 備蓄食料、物資の輸送に関すること。 2. 物資集積地の管理に関すること。 3. 民間車両の調達に関すること。 4. 市税の減免に関すること。 5. 被災世帯調査に関すること(市民生活班に協力)。 	
		地域部 地域福祉班 (地域福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料、水、生活必需品の確保・配分に関すること。 2. 災害救助物資の受け入れ、輸送、配分に関すること。 3. 在宅要援護者の安否確認等安全確保に関すること。 4. 社会福祉施設等の避難状況及び避難支援に関すること。 5. 保育所の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 6. 保育所への支援に関すること。 	
		地域部 市民生活班 (市民生活課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の陳情処理に関すること。 2. 地区センターとの連絡調整に関すること。 3. ボランティアへの支援に関すること。 4. 災害救助活動に協力する婦人会、青年団等との連絡に関すること。 5. 被災世帯調査に関すること。 6. 被災証明の発行に関すること。 7. 災害時の交通安全対策に関すること。 8. ヘリポートの管理に関すること。 9. 災害時の企業の公害発生防止指導に関すること。 	
				時点修正

修正箇所 <頁>	修正前（現行）		修正後（変更案）		備考
<p>地域部 地区センター班 (地区センター)</p>		<p>1 所管区域内の市民への広報に関すること。 2 避難所の開設に関すること。 3 避難者名簿の作成に関すること。 4 所管区域の被害状況の連絡に関すること。 5 所管区域における災害救助活動の実施に関すること。 6 所管区域内の地域団体との連絡調整に関すること。</p>			
<p>地域部 農林商工班 (農林商工課)</p>		<p>1 農林商工業関係施設等の被害調査に関すること。 2 観光関係施設の被害調査に関すること。 3 農地、農業用施設等の応急措置指導に関すること。 4 家畜、家さん及び畜産物の災害応急対策に関すること。 5 農林水産施設及び農林水産物の災害予防及び応急対策に関すること。 6 災害時の宿泊者の安全確保に関すること。 7 商業関係店舗等の営業情報把握に関すること。</p>			
<p>地域部 建設班 (建設課)</p>		<p>1 災害緊急(水防)時の情報収集等に関すること。 2 河川、都市排水路及び海岸の災害応急対策に関すること。 3 水防活動に関すること。 4 急傾斜地崩壊対策に関すること。 5 緊急通行確保路線の応急措置に関すること。 6 道路、橋梁の災害応急対策に関すること。 7 道路の被害情報の把握に関すること。 8 災害応急対策及び緊急措置に要する必要物資に関すること。 9 道路の除雪実施に関すること。 10 交通不能箇所等の応急措置に関すること。 11 公園緑地及び街路樹の災害応急対策に関すること。 12 避難所、市有施設の安全確認に関すること。 13 市有建築物の応急復旧指導に関すること。 14 市管住宅の応急修理及び復旧に関すること。 15 公営住宅等のあつせんに関すること。 16 応急仮設住宅の入居審査・管理に関すること。 17 災害区域の復旧計画に関すること。</p>	<p>総 合 行 政 セ ン タ ー</p>		<p>時点修正</p>

資料編第3編
P26～39

修正箇所 <頁>	修正前（現行）		修正後（変更案）	備考
資料編第3編 P26～39	<p style="text-align: center;">総 合 行 政 セ ン タ ー</p>	<p>地域部 上下水道班 (上下水道サービスセン ター)</p> <p>地域部 教育班 (教育行政センター)</p>	<p>1 上下水道施設等の被害状況の調査及び復旧に 関すること。 2 市民対応窓口、応急給水の実施及び広報活動 に関すること。 3 水源地域の情報収集に関すること。 4 水質に関する情報収集及び苦情処理に関する こと。 1 被災児童・生徒の育英・奨学に関すること。 2 児童・生徒の安全確保に関すること。 3 避難所の開設協力に関すること。 4 被災児童・生徒の教科書、学用品の確保及び 支給に関すること。 5 教育関係の被害調査及び施設の復旧に関する こと。 6 被災児童・生徒の学校給食の確保に関するこ と。 7 被災児童及び生徒の保健管理に関すること。 8 公民館、文化財等社会教育施設の災害応急対 策に関すること。</p>	<p style="text-align: center;">時点修正</p>

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
用語集 P1	<p>■ ロングフライト症候群（エコノミークラス症候群） 長時間乗り物などの座席に座っていた人が、足の血管内に血の塊（血栓）を作って起こす病気。重症の場合は肺動脈を詰まらせる肺動脈血栓症を引き起こし、死に至る場合もある。飛行機のエコノミークラスの乗客に現れることが多いのですが、エコノミーに限らずビジネスクラスや列車、バス、乗用車でも長時間動かさずに座っていると起こる可能性がある。</p>	<p>■ エコノミークラス症候群 長時間乗り物などの座席に座っていた人が、足の血管内に血の塊（血栓）を作って起こす病気。重症の場合は肺動脈を詰まらせる肺動脈血栓症を引き起こし、死に至る場合もある。飛行機のエコノミークラスの乗客に現れることが多いのですが、エコノミーに限らずビジネスクラスや列車、バス、乗用車でも長時間動かさずに座っていると起こる可能性がある。</p>	時点修正
用語集 P5	<p>■ 指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。 具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されている。</p>	<p>■ 指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。 具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。</p>	時点修正
	<p>■ 指定公共機関 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されるもの。 平成18年2月現在、162機関が指定されている。</p>		

修正箇所 < 頁 >	修正前 (現行)	修正後 (変更案)	備考
<p>修正箇所 < 頁 ></p> <p>用語集 P 5</p>	<p>■ 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。</p> <p>具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務局、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されている。</p> <p>■ 指定地方公共機関 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。富山県では平成18年2月現在、15機関を指定している。</p>	<p>■ 指定地方行政機関 災害対策基本法第2条第4号に基づき、指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。</p> <p>具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局が指定されている。</p> <p>■ 指定地方公共機関 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。</p>	<p>時点修正</p>

修正箇所 <頁>	修正前（現行）	修正後（変更案）	備考
用語集 P9	<p>■ 富山県災害時要援護者支援ガイドライン 市町村等の災害時要援護者に対する支援体制（災害マニュアルや安否確認体制の整備など）の整備において指針とされるもの。（平成17年9月作成）</p>		時点修正